

さいたま市告示一覧

（ 令和3年8月16日から
同月31日まで ）

【目次】

- | | | |
|--------|---|---------------------------|
| 第1283号 | 市が実施する一般競争入札 | 【財政局契約管理部契約課】 |
| 第1284号 | 市が実施する一般競争入札 | 【財政局契約管理部契約課】 |
| 第1285号 | 市が実施する一般競争入札 | 【財政局契約管理部契約課】 |
| 第1286号 | 市が実施する一般競争入札 | 【財政局契約管理部契約課】 |
| 第1287号 | 市が実施する一般競争入札 | 【財政局契約管理部契約課】 |
| 第1288号 | 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定 | 【建設局北部建設事務所建築指導課】 |
| 第1289号 | 開発行為に関する工事の完了 | 【都市局南部都市・公園管理事務所開発指導課】 |
| 第1290号 | 市が実施する一般競争入札 | 【経済局商工観光部産業展開推進課】 |
| 第1291号 | 市が実施する一般競争入札 | 【経済局商工観光部産業展開推進課】 |
| 第1292号 | 市が実施する一般競争入札 | 【経済局商工観光部産業展開推進課】 |
| 第1293号 | 令和3年度における地籍調査の実施 | 【都市局都心整備部東日本交流拠点整備課】 |
| 第1294号 | 開発行為に関する工事の完了 | 【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】 |
| 第1295号 | 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定 | 【建設局南部建設事務所建築指導課】 |
| 第1296号 | 開発行為に関する工事の完了 | 【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】 |
| 第1297号 | 動物の収容 | 【保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター】 |
| 第1298号 | さいたま都市計画事業浦和東部第一特定土地区画整理審議会の委員の選挙候補者名 | 【都市局まちづくり推進部浦和東部まちづくり事務所】 |
| 第1299号 | さいたま都市計画事業浦和東部第一特定土地区画整理審議会の委員選挙の投票を行わない件 | 【都市局まちづくり推進部浦和東部まちづくり事務所】 |
| 第1300号 | 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施設等の確認 | 【子ども未来局幼児未来部幼児政策課】 |

さいたま市告示一覧（令和3年8月16日から同月31日まで）

- 第1301号 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施設等の確認の辞退
【子ども未来局幼児未来部幼児政策課】
- 第1302号 さいたま都市計画公園の変更
【都市局都市計画部都市公園課】
- 第1303号 市の徴収金に関する書類の公示送達
【財政局北部市税事務所納税課】
- 第1304号 屋外広告物の保管
【都市局南部都市・公園管理事務所管理課】
- 第1305号 市が実施する一般競争入札
【保健福祉局市立病院病院経営部病院施設管理課】
- 第1306号 市の徴収金に関する書類の公示送達
【財政局南部市税事務所納税課】
- 第1307号 市の徴収金に関する書類の公示送達
【財政局南部市税事務所納税課】
- 第1308号 市の徴収金に関する書類の公示送達
【財政局南部市税事務所納税課】
- 第1309号 放置自転車等の撤去及び保管
【都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所】
- 第1310号 市が実施する一般競争入札
【環境局資源循環推進部産業廃棄物指導課】
- 第1311号 市が実施する一般競争入札
【財政局契約管理部契約課】
- 第1312号 市が実施する一般競争入札
【財政局契約管理部契約課】
- 第1313号 市が実施する一般競争入札
【財政局契約管理部契約課】
- 第1314号 市が実施する一般競争入札
【財政局契約管理部契約課】
- 第1315号 市が実施する一般競争入札
【財政局契約管理部契約課】
- 第1316号 差押財産の公売及びその見積価格
【財政局南部市税事務所納税調査課】
- 第1317号 差押財産の公売及びその見積価格
【財政局南部市税事務所納税調査課】
- 第1318号 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定
【建設局南部建設事務所建築指導課】
- 第1319号 市の徴収金に関する書類の公示送達
【財政局北部市税事務所納税課】
- 第1320号 開発行為に関する工事の完了
【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】
- 第1321号 道路の指定の廃止
【建設局南部建設事務所建築指導課】

さいたま市告示一覧（令和3年8月16日から同月31日まで）

- 第1322号 議会の招集
【総務局総務部総務課】
- 第1323号 市が実施する一般競争入札
【子ども未来局幼児未来部のびのび安心子育て課】
- 第1324号 市が実施する一般競争入札
【子ども未来局子ども育成部子育て支援政策課】
- 第1325号 市の徴収金に関する書類の公示送達
【財政局北部市税事務所納税課】
- 第1326号 さいたま市伝統産業事業所の指定取消し
【経済局商工観光部商業振興課】
- 第1327号 与野大戸住宅第一マンション建替組合の事業計画変更の認可
【建設局建築部住宅政策課】
- 第1328号 放置自転車等の撤去及び保管
【都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所】
- 第1329号 開発行為に関する工事の完了
【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】
- 第1330号 開発行為に関する工事の完了
【都市局南部都市・公園管理事務所開発指導課】
- 第1331号 大規模小売店舗の変更の届出
【経済局商工観光部商業振興課】
- 第1332号 市が実施する一般競争入札
【財政局契約管理部契約課】
- 第1333号 市が実施する一般競争入札
【財政局契約管理部契約課】
- 第1334号 市が実施する一般競争入札
【財政局契約管理部契約課】
- 第1335号 市が実施する一般競争入札
【財政局契約管理部契約課】
- 第1336号 市が実施する一般競争入札
【財政局契約管理部契約課】
- 第1337号 市が実施する一般競争入札
【財政局契約管理部契約課】
- 第1338号 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定
【建設局北部建設事務所建築指導課】
- 第1339号 さいたま都市計画事業浦和東部第一特定土地区画整理審議会審議委員選挙当選人
【都市局まちづくり推進部浦和東部まちづくり事務所】
- 第1340号 開発行為に関する工事の完了
【都市局南部都市・公園管理事務所開発指導課】
- 第1341号 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定
【保健福祉局福祉部生活福祉課】

さいたま市告示一覧（令和3年8月16日から同月31日まで）

- 第1342号 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の変更の届出
【保健福祉局福祉部生活福祉課】
- 第1343号 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の廃止の届出
【保健福祉局福祉部生活福祉課】
- 第1344号 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術者の指定
【保健福祉局福祉部生活福祉課】
- 第1345号 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術者の変更の届出
【保健福祉局福祉部生活福祉課】
- 第1346号 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の変更の届出
【保健福祉局福祉部生活福祉課】
- 第1347号 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の廃止の届出
【保健福祉局福祉部生活福祉課】

さいたま市告示第1283号

さいたま市の発注する「芝川右岸第6-1排水区下水道工事（北再-R3-407）」ほか7件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和3年8月16日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し（実務経験による場合は経歴書）、監理技術者の資格を要する工事においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し及び監理技術者講習修了証の写し

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合セン

ターが提供する「工事实績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は別紙「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認の提出書類」の該当する状況の書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者の

うち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

4 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査

- (1) 調査基準価格（さいたま市建設工事等低入札価格取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。）第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。）を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）について、低入札価格調査を行う。
- (2) 失格基準（低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。）を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。
- (3) 低価格入札者（失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者）は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに2(3)及び(4)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。
 - ア 低入札価格調査に係る書類の提出について（低入札価格取扱要綱様式第1号）
 - イ 当該価格で入札した理由（低入札価格取扱要綱様式第2号）
 - ウ 直接工事費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第3号）
 - エ 共通仮設費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第4号）
 - オ 下請予定業者等一覧表（低入札価格取扱要綱様式第5号）
 - カ 配置予定技術者名簿（低入札価格取扱要綱様式第6号）
 - キ 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（低入札価格取扱要綱様式第7号）
 - ク 手持ち工事の状況（対象工事関連）（低入札価格取扱要綱様式第8号）
 - ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（低入札価格取扱要綱様式第9号）
 - コ 手持ち資材の状況（低入札価格取扱要綱様式第10号）
 - サ 資材購入予定先一覧（低入札価格取扱要綱様式第11号）
 - シ 手持ち機械の状況（低入札価格取扱要綱様式第12号）
 - ス 機械リース元一覧（低入札価格取扱要綱様式第13号）
 - セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（低入札価格取扱要綱様式第14号）
 - ソ 誓約書（低入札価格取扱要綱様式第15号）
 - タ 社会保険等への加入状況届（低入札価格取扱要綱様式第16号）
- (4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までとする。
- (5) 落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がし

た入札を失格とする。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とする。

5 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

7 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。
債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。
- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

8 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

9 その他

さいたま市告示一覧（令和3年8月16日から同月31日まで）

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、低入札価格取扱要綱、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領（令和3年さいたま市制定）の定めるところによる。

さいたま市告示一覧（令和3年8月16日から同月31日まで）

契約整理番号	03-4384-13							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	芝川右岸第6-1排水区下水道工事（北再-R3-407）							
工事場所	さいたま市大宮区北袋町1丁目地内							
履行期間	契約確定の日から令和4年1月31日まで							
概要	延長98.5m 管きょ更生工（既設管径450mm）98.5m 耐震継手工（既設管径450mm）4箇所 マンホール蓋交換工2箇所 付帯工一式							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和3年8月26日（木）午前9時から 令和3年8月30日（月）午後5時まで							
入札書提出期間	令和3年8月31日（火）午前9時から 令和3年9月1日（水）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年9月2日（木）午後2時40分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 S級、A級、B級又はC級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	次の(1)又は(2)の要件を満たし、かつ、(3)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成23年度以降、下水管（函）渠更生工事を元請として完成させた実績があること（共同企業体の構成員としての実績の場合は、出資比率が20%以上のものに限る。）。 (2) 本公告日において、公益財団法人日本下水道新技術機構の技術審査証明を受けた形成工法、反転工法、鞘管工法又は製管工法の協会等に加入していること。 (3) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年8月16日（月）から						
	質問受付期間	令和3年8月16日（月）午前9時から 令和3年8月25日（水）午後5時まで						
	質問回答期日	令和3年8月30日（月）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。							
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所下水道再整備課 電話 048-646-3255							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

さいたま市告示一覧（令和3年8月16日から同月31日まで）

契約整理番号	03-2156-4								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	さいたま市大宮駅西口公衆トイレ建設工事								
工事場所	さいたま市大宮区錦町498番2の一部								
履行期間	契約確定の日から令和4年3月18日まで								
概要	延べ面積 20.01 m ² RC造（ユニット品） 地上1階建て 機械設備工事・電気設備工事・外構工事を含む								
予定価格（税込）	83,028,000円								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年8月26日（木）午前9時から 令和3年8月30日（月）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年8月31日（火）午前9時から 令和3年9月1日（水）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年9月2日（木）午後3時30分								
参加資格	名簿登載業種等	建築工事業 S級又はA級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店、支店又は営業所を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年8月16日（月）から							
	質問受付期間	令和3年8月16日（月）午前9時から 令和3年8月25日（水）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年8月30日（月）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	本工事は「さいたま市営繕工事における週休2日モデル工事実施要領」の対象工事（受注者希望方式）である。								
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部営繕課 電話 048-829-1527								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和3年8月16日から同月31日まで）

契約整理番号	03-4256-5								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	土屋A外マンホールポンプ制御盤更新工事（下維-R3-P13）								
工事場所	さいたま市西区大字土屋地内外								
履行期間	契約確定の日から令和4年3月11日まで								
概要	制御盤7面 水位計（投込式）7台 フロートスイッチ14台								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年8月26日（木）午前9時から 令和3年8月30日（月）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年8月31日（火）午前9時から 令和3年9月1日（水）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年9月2日（木）午後3時40分								
参加資格	名簿登載業種等	電気工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の電気工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年8月16日（月）から							
	質問受付期間	令和3年8月16日（月）午前9時から 令和3年8月25日（水）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年8月30日（月）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。								
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局下水道部下水道維持管理課 電話 048-829-1561								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和3年8月16日から同月31日まで）

契約整理番号	03-4456-24								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	車両防護柵設置工事（一般県道さいたま鳩ヶ谷線・R3）								
工事場所	さいたま市緑区大字南部領辻地内外								
履行期間	契約確定の日から令和4年1月28日まで								
概要	概算数量発注方式による発注 構造物撤去工一式 防護柵工 ガードパイプ 土中式 346m								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年8月26日（木）午前9時から 令和3年8月30日（月）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年8月31日（火）午前9時から 令和3年9月1日（水）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年9月2日（木）午後4時20分								
参加資格	名簿登載業種等	とび・土工工事業 B級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注のとび・土工工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年8月16日（月）から							
	質問受付期間	令和3年8月16日（月）午前9時から 令和3年8月25日（水）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年8月30日（月）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 								
工事担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路安全対策課 電話 048-840-6206								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和3年8月16日から同月31日まで）

契約整理番号	03-3573-6								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	もみじ公園外4公園遊具再設置工事								
工事場所	さいたま市南区南浦和3丁目地内外								
履行期間	契約確定の日から令和4年3月11日まで								
概要	作業土工一式 舗装工455㎡ 遊具基礎工一式 中型複合遊具設置5基 小型2連ブランコ設置1基 砂場枠改修一式 砂場撤去一式								
予定価格（税込）	50,622,000円								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年8月31日（火）午前9時から 令和3年9月2日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年9月3日（金）午前9時から 令和3年9月6日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年9月7日（火）午後2時00分								
参加資格	名簿登載業種等	造園工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の造園工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年8月16日（月）から							
	質問受付期間	令和3年8月16日（月）午前9時から 令和3年8月30日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年9月2日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。								
工事担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市都市局南部都市・公園管理事務所管理課 電話 048-840-6179								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和3年8月16日から同月31日まで）

契約整理番号	03-4356-60								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	上戸井橋（上り）補修工事								
工事場所	さいたま市岩槻区大字笹久保新田地内外								
履行期間	契約確定の日から令和4年3月11日まで								
概要	塗替塗装工 1690 m ² ひび割れ補修工一式 断面修復工一式 伸縮継手工一式 橋梁用防護柵工 77m 橋梁用高欄工 77m 舗装工 1671 m ² 橋面防水工 600 m ² 支 承防錆工 12 基								
予定価格（税込）	168,168,000円								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年8月31日（火）午前9時から 令和3年9月2日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年9月3日（金）午前9時から 令和3年9月6日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年9月7日（火）午後2時10分								
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 S級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年8月16日（月）から							
	質問受付期間	令和3年8月16日（月）午前9時から 令和3年8月30日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年9月2日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	-								
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路安全対策課 電話 048-646-3205								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和3年8月16日から同月31日まで）

契約整理番号	03-4365-48								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	スマイルロード整備工事（R3市道イワ120号線）								
工事場所	さいたま市岩槻区大字大谷地内外								
履行期間	契約確定の日から令和4年3月11日まで								
概要	延長676.8m 幅員4.6m～8.7m 道路土工一式 排水構造物工 長尺U字溝（300型）577m 横断暗渠（300型）23m 集水桝（□500）4基 舗装工 下層路盤（RC-40、t=19cm）187㎡ 上層路盤（RM-40、t=15cm）198㎡ 路面切削（平均切削厚t=5cm）【夜間】3740㎡ 切削オーバーレイ（平均切削厚t=7cm、再生粗粒度As-20、t=7cm）【夜間】3490㎡ 表層（再生密粒度As-20、t=5cm）【夜間】3740㎡ 付帯工一式								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年8月31日（火）午前9時から 令和3年9月2日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年9月3日（金）午前9時から 令和3年9月6日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年9月7日（火）午後2時20分								
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 S級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年8月16日（月）から							
	質問受付期間	令和3年8月16日（月）午前9時から 令和3年8月30日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年9月2日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。								
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和3年8月16日から同月31日まで）

契約整理番号	03-4456-23								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	見沼大橋外1橋補修工事								
工事場所	さいたま市緑区大字宮後地内外								
履行期間	契約確定の日から令和4年3月11日まで								
概要	見沼大橋補修工事 舗装工一式 橋面防水工一式 橋梁付属物補修工一式 現場塗装工一式 仮設工一式 新宿橋補修工事 舗装工一式 橋面防水工一式 橋梁付属物補修工一式 橋梁補修工一式 現場塗装工一式 仮設工一式								
予定価格（税込）	84,623,000円								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年8月31日（火）午前9時から 令和3年9月2日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年9月3日（金）午前9時から 令和3年9月6日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年9月7日（火）午後2時30分								
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 S級又はA級。ただし、A級については、当該業種で令和元年度又は令和2年度のさいたま市優秀建設工事業者表彰を受賞していること又は平成31年1月1日から令和2年12月31日までの間に工事完成検査を受けた当該業種の「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」の2件以上の平均点が76点以上であること（該当者については、本工事の入札情報公開システムに掲載する「令和3年度建設工事の発注標準及び発注標準優秀施工者について」を参照すること。）。							
		本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。							
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年8月16日（月）から							
	質問受付期間	令和3年8月16日（月）午前9時から 令和3年8月30日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年9月2日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。								
工事担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路安全対策課 電話 048-840-6205								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示第1284号

さいたま市の発注する「岩槻第2処理分区下水道工事（北再-R3-401）」ほか3件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和3年8月16日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し（実務経験による場合は経歴書）、監理技術者の資格を要する工事においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し及び、監理技術者講習修了証の写し

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合セン

ターが提供する「工事实績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は別紙「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認の提出書類」の該当する状況の書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者の

うち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(5) 本公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。

ア 一抜け方式の対象工事については別表により定める。

イ 一つの対象工事の落札候補者（ただし、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者を除く。）がした当該対象工事の後に開札される他の対象工事の入札は無効とし、辞退したものとして取扱う。

ウ 一つの対象工事の落札候補者となった者は、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者としてしない。

4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

(1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。

(2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。

(3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。

(4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。

(5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲載する。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。

(2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

6 契約金の支払方法

(1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。

(2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

(3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。

(4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。

(5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金

額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

7 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

8 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領（令和3年さいたま市制定）の定めるところによる。

さいたま市告示一覧（令和3年8月16日から同月31日まで）

別表

対象工事	ア 岩槻第2処理分区下水道工事（北再-R3-401） イ 下水道マンホール蓋安全対策工事（北管-R3-S23） ウ 南部処理区下水道工事（北建-R3-1027） エ 芝川右岸第1-2排水区下水道工事（南建-R3-2009）
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・対象工事アの落札候補者が行った対象工事イ、ウ及びエの入札は無効とする。 ・対象工事イの落札候補者が行った対象工事ウ及びエの入札は無効とする。 ・対象工事ウの落札候補者が行った対象工事エの入札は無効とする。

さいたま市告示一覧（令和3年8月16日から同月31日まで）

契約整理番号	03-4384-12								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	岩槻第2処理分区下水道工事（北再-R3-401）								
工事場所	さいたま市岩槻区太田3丁目地内外								
履行期間	契約確定の日から令和4年2月28日まで								
概要	耐震継手工（既設管径200mm～250mm）51箇所 マンホール蓋交換工12箇所								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年8月26日（木）午前9時から 令和3年8月30日（月）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年8月31日（火）午前9時から 令和3年9月1日（水）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年9月2日（木）午後2時50分								
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 C級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成23年度以降、国、地方公共団体等が発注した、請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が6.5点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年8月16日（月）から							
	質問受付期間	令和3年8月16日（月）午前9時から 令和3年8月25日（水）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年8月30日（月）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。 								
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所下水道再整備課 電話 048-646-3255								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和3年8月16日から同月31日まで）

契約整理番号	03-4377-20								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	下水道マンホール蓋安全対策工事（北管-R3-S23）								
工事場所	さいたま市西区プラザ地内								
履行期間	契約確定の日から令和3年12月10日まで								
概要	マンホール蓋交換工77基 付帯工一式								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年8月26日（木）午前9時から 令和3年8月30日（月）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年8月31日（火）午前9時から 令和3年9月1日（水）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年9月2日（木）午後3時00分								
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 C級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成23年度以降、国、地方公共団体等が発注した、請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が6.5点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年8月16日（月）から							
	質問受付期間	令和3年8月16日（月）午前9時から 令和3年8月25日（水）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年8月30日（月）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	無	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事アの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 								
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所下水道管理課 電話 048-646-3250								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和3年8月16日から同月31日まで）

契約整理番号	03-4387-29								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	南部処理区下水道工事（北建-R3-1027）								
工事場所	さいたま市大宮区天沼町2丁目地内外								
履行期間	契約確定の日から令和4年1月14日まで								
概要	延長115.5m 管きょ工 開削（φ250mm、硬質塩ビ管）12.0m（φ350mm、硬質塩ビ管）51.0m（φ400mm、硬質塩ビ管）52.5m マンホール工 組立1号マンホール4箇所 取付管工11箇所 付帯工一式								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年8月26日（木）午前9時から 令和3年8月30日（月）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年8月31日（火）午前9時から 令和3年9月1日（水）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年9月2日（木）午後3時10分								
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 C級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成23年度以降、国、地方公共団体等が発注した、請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が6.5点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年8月16日（月）から							
	質問受付期間	令和3年8月16日（月）午前9時から 令和3年8月25日（水）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年8月30日（月）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事ア又はイの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 								
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所下水道建設課 電話 048-646-3262								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和3年8月16日から同月31日まで）

契約整理番号	03-4487-33							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	芝川右岸第1-2排水区下水道工事（南建-R3-2009）							
工事場所	さいたま市大宮区北袋町2丁目地内							
履行期間	契約確定の日から令和3年12月10日まで							
概要	舗装復旧 平板ブロック 95.2㎡ 路盤工 525.0㎡ 公園復旧 擁壁 13.1m ダスト舗装 82.6㎡ 鉄棒1基 公園植栽 15本 メッシュフェンス 15.8m 付帯工一式							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和3年8月26日（木）午前9時から 令和3年8月30日（月）午後5時まで							
入札書提出期間	令和3年8月31日（火）午前9時から 令和3年9月1日（水）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年9月2日（木）午後3時20分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 C級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成23年度以降、国、地方公共団体等が発注した、請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年8月16日（月）から						
	質問受付期間	令和3年8月16日（月）午前9時から 令和3年8月25日（水）午後5時まで						
	質問回答期日	令和3年8月30日（月）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	無
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事ア、イ又はウの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 							
工事担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所下水道建設課 電話 048-840-6262							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

さいたま市告示第1285号

さいたま市の発注する「中尾排水区下水道工事（南建－R3－2006）」ほか2件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和3年8月16日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し（実務経験による場合は経歴書）、監理技術者の資格を要する工事においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し及び、監理技術者講習修了証の写し

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合セン

ターが提供する「工事实績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本告示日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本告示日時点で変更が生じている場合は別紙「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認の提出書類」の該当する状況の書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者の

うち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(5) 本公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。

ア 一抜け方式の対象工事については別表により定める。

イ 一つの対象工事の落札候補者（ただし、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者を除く。

）がした当該対象工事の後に開札される他の対象工事の入札は無効とし、辞退したものとして取扱う。

ウ 一つの対象工事の落札候補者となった者は、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者としてしない。

4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

(1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。

(2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。

(3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。

(4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。

(5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲載する。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。

(2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

6 契約金の支払方法

(1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。

(2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

(3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。

(4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。

(5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金

額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

7 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

8 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領（令和3年さいたま市制定）の定めるところによる。

さいたま市告示一覧（令和3年8月16日から同月31日まで）

別表

対象工事	ア 中尾排水区下水道工事（南建－R3－2006） イ 南与野駅西口土地区画整理事業 区9－5号線外道路築造工事（3－1） ウ スマイルロード整備工事（R3市道K－12号線）
概要	・対象工事アの落札候補者が行った対象工事イ及びウの入札は無効とする。 ・対象工事イの落札候補者が行った対象工事ウの入札は無効とする。

さいたま市告示一覧（令和3年8月16日から同月31日まで）

契約整理番号	03-4487-35							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	中尾排水区下水道工事（南建-R3-2006）							
工事場所	さいたま市緑区大字中尾地内							
履行期間	契約確定の日から令和3年12月10日まで							
概要	延長60.5m 管きょ工 開削 雨水（φ800、HP管）60.5m マンホール工 組立3号マンホール2箇所 取付管工1箇所 付帯工一式 開削 汚水（φ200、VU管）52.1m マンホール工 組立1号マンホール1箇所							
予定価格（税込）	22,407,000円							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和3年8月26日（木）午前9時から 令和3年8月30日（月）午後5時まで							
入札書提出期間	令和3年8月31日（火）午前9時から 令和3年9月1日（水）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年9月2日（木）午後3時50分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 C級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市南部建設事務所の所管区域内（中央区、桜区、浦和区、南区及び緑区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成23年度以降、国、地方公共団体等が発注した、請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年8月16日（月）から						
	質問受付期間	令和3年8月16日（月）午前9時から 令和3年8月25日（水）午後5時まで						
	質問回答期日	令和3年8月30日（月）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	無
その他	・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。							
工事担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所下水道建設課 電話 048-840-6263							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

さいたま市告示一覧（令和3年8月16日から同月31日まで）

契約整理番号	03-3289-6								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	南与野駅西口土地区画整理事業 区9-5号線外道路築造工事（3-1）								
工事場所	さいたま市中央区鈴谷2丁目地内								
履行期間	契約確定の日から令和4年2月25日まで								
概要	延長88.60m 道路土工一式 舗装工 車道路盤工149.6㎡ 歩道路盤工125.3㎡ 排水構造物工 街渠縦断管14.0m 長尺U字溝47.9m 縁石工 歩車道境界ブロック71.6m 造成工 盛土工115.1㎡ 切土工431.9㎡ 付帯工一式								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年8月26日（木）午前9時から 令和3年8月30日（月）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年8月31日（火）午前9時から 令和3年9月1日（水）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年9月2日（木）午後4時00分								
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 C級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市南部建設事務所の所管区域内（中央区、桜区、浦和区、南区及び緑区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成23年度以降、国、地方公共団体等が発注した、請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年8月16日（月）から							
	質問受付期間	令和3年8月16日（月）午前9時から 令和3年8月25日（水）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年8月30日（月）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。 								
工事担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市都市局まちづくり推進部与野まちづくり事務所 電話 048-840-6154								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和3年8月16日から同月31日まで）

契約整理番号	03-4465-23								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	スマイルロード整備工事（R3市道K-12号線）								
工事場所	さいたま市緑区原山4丁目地内								
履行期間	契約確定の日から令和4年1月28日まで								
概要	概算数量発注方式による発注 延長133.3m 幅員3.7~4.5m 排水構造物工 作業土工一式 L型側溝117m 横断側溝7m 集水桝9基 舗装工 下層路盤50㎡ 上層路盤558㎡ 表層558㎡ 構造物撤去工一式 区画線工一式 付帯工一式 交通管理工一式								
予定価格（税込）	12,320,000円								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年8月26日（木）午前9時から 令和3年8月30日（月）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年8月31日（火）午前9時から 令和3年9月1日（水）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年9月2日（木）午後4時10分								
参加資格	名簿掲載業種等	土木工事業 C級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で掲載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市南部建設事務所の所管区域内（中央区、桜区、浦和区、南区及び緑区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に掲載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成23年度以降、国、地方公共団体等が発注した、請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年8月16日（月）から							
	質問受付期間	令和3年8月16日（月）午前9時から 令和3年8月25日（水）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年8月30日（月）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事イの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合があります。 								
工事担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路維持課 電話 048-840-6224								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示第1286号

さいたま市の発注する「芝川第11-5処理分区下水道工事（南建-R3-1007）」の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和3年8月16日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）を利用して行う入札のため、システムで利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。（ただし、参加申請時において、電子証明書の取得手続き中の場合は紙による入札参加を認める。）

なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成

績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し（実務経験による場合は経歴書）、監理技術者の資格を要する工事においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し及び監理技術者講習修了証の写し

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工

事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は別紙「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認の提出書類」の該当する状況の書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書

比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

4 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査

- (1) 調査基準価格（さいたま市建設工事等低入札価格取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。）第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。）を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）について、低入札価格調査を行う。
- (2) 失格基準（低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。）を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。
- (3) 低価格入札者（失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者）は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに2(3)及び(4)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。
 - ア 低入札価格調査に係る書類の提出について（低入札価格取扱要綱様式第1号）
 - イ 当該価格で入札した理由（低入札価格取扱要綱様式第2号）
 - ウ 直接工事費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第3号）
 - エ 共通仮設費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第4号）
 - オ 下請予定業者等一覧表（低入札価格取扱要綱様式第5号）
 - カ 配置予定技術者名簿（低入札価格取扱要綱様式第6号）
 - キ 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（低入札価格取扱要綱様式第7号）
 - ク 手持ち工事の状況（対象工事関連）（低入札価格取扱要綱様式第8号）
 - ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（低入札価格取扱要綱様式第9号）
 - コ 手持ち資材の状況（低入札価格取扱要綱様式第10号）
 - サ 資材購入予定先一覧（低入札価格取扱要綱様式第11号）
 - シ 手持ち機械の状況（低入札価格取扱要綱様式第12号）
 - ス 機械リース元一覧（低入札価格取扱要綱様式第13号）
 - セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（低入札価格取扱要綱様式第14号）
 - ソ 誓約書（低入札価格取扱要綱様式第15号）
 - タ 社会保険等への加入状況届（低入札価格取扱要綱様式第16号）
- (4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までとする。
- (5) 落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査にお

いて、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とする。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とする。

5 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

7 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。
債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。
- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

8 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

9 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、低入札価格取扱要綱、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領（令和3年さいたま市制定）の定めるところによる。

一般競争入札（参加拡大）の試行実施について

さいたま市発注の予定価格1千万円未満の建設工事の中から、施工実績を緩和する一般競争入札を実施します。

目 的

市内業者の育成を目的とし、受注意欲の高い建設業者が入札に参加可能な一般競争入札を実施することにより、公平性・透明性・競争性の更なる向上を図るため。

内 容

- 1 対象工事
予定価格1千万円未満の土木工事
- 2 対象件数
南部建設事務所1件

※ 以下の公告により実施いたします。

さいたま市告示一覧（令和3年8月16日から同月31日まで）

契約整理番号	03-4487-32								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	芝川第11-5処理分区下水道工事（南建-R3-1007）								
工事場所	さいたま市緑区大字三室地内								
履行期間	契約確定の日から令和3年12月10日まで								
概要	延長93.8m 管きょ工 開削（φ200mm、硬質塩ビ管）93.8m マンホール工 組立1号マンホール3箇所 取付管工 取付管7箇所 付帯工一式								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年8月26日（木）午前9時から 令和3年8月30日（月）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年8月31日（火）午前9時から 令和3年9月1日（水）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年9月2日（木）午後2時30分								
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 C級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市南部建設事務所の所管区域内（中央区、桜区、浦和区、南区及び緑区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年8月16日（月）から							
	質問受付期間	令和3年8月16日（月）午前9時から 令和3年8月25日（水）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年8月30日（月）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	無	
その他	-								
工事担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所下水道建設課 電話 048-840-6263								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示第1287号

さいたま市の発注する「下水道事業改築実施設計業務（北再-R3-501）」の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和3年8月16日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が業務ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 業務ごとに別に定める参加資格に建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号。以下「登録規程」という。）の登録部門を定めている場合は、本公告日において、当該登録部門について登録規程に基づく登録があること。

ウ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする業務ごとに参加申請が必要なため、業務ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

エ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

オ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

カ 管理技術者及び照査技術者（照査技術者にあつては、設計図書等に定めのある場合に限る。）を当該業務に配置できること。なお、配置する技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、管理技術者と照査技術者の兼任はできないものとする。

キ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一業務に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

ク アからキまでに掲げるもののほか、本公告日において、業務ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一業務における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一業務に単体企業として参加していないこと。

- エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
- オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
- カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
- キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、業務ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第5条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 業務ごとに別に定める参加資格に登録部門を定めている場合は、当該登録部門について登録規程に基づき登録されていることを証する書類の写し

ウ 業務に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し

エ 業務ごとに別に定める参加資格に業務実績を求めている場合は、業務実績として規定する業務の契約書の写し及び業務概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）」の業務カルテ（業務概要の記載されているもの）の写し

オ アからエまでに掲げるもののほか、業務ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札

書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

- (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
- (3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
- (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者を新たに落札候補者とする。

4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は業務ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を業務担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を業務担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は業務ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては業務ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては業務ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

6 契約金の支払方法

- (1) 前金払の有無については業務ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の3以内とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。
債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、業務ごとに別に定める。

7 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

8 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該業務に配置すること。
- (8) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、最低制限価格取扱要綱及びさいたま市電子入札運用基準の定めるところによる。

さいたま市告示一覧（令和3年8月16日から同月31日まで）

契約整理番号	03-4384-11						
入札方法	一般競争入札（電子）						
参加形態	単体企業						
業務名	下水道事業改築実施設計業務（北再-R3-501）						
業務場所	さいたま市大宮区土手町2丁目地内外						
履行期間	契約確定の日から令和4年2月28日まで						
概要	改築実施設計 363m 布設替え工法（開削・内径 1200mm 未満）25m 管更生工法（内径 800mm 未満）239m（内径 800mm 以上）99m 構造物調査一式 水準測量（4級）0.4km 取付管 TV カメラ調査工 93 箇所						
予定価格（税込）	13,123,000円						
最低制限価格	設定する						
参加申請受付期間	令和3年8月26日（木）午前9時から 令和3年8月30日（月）午後5時まで						
入札書提出期間	令和3年8月31日（火）午前9時から 令和3年9月1日（水）午後5時まで						
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年9月2日（木）午後2時20分						
参加資格	名簿登載業務	建設コンサルタント／下水管渠 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業務で登載された者であること。					
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記の要件を満たすこと。					
	登録部門	本公告日において、建設コンサルタント登録規程に基づく「下水道部門」の登録があること。					
	業務実績等	本公告日において、技術士法（昭和58年法律第25号）に基づく技術士のうち、「総合技術監理部門（上下水道／下水道）」又は「上下水道部門（下水道）」の登録を受けている者が1人以上いること。					
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	業務実績等に規定する、技術士の登録を証明する書類の写し及び雇用関係を証する書類の写し					
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年8月16日（月）から					
	質問受付期間	令和3年8月16日（月）午前9時から 令和3年8月25日（水）午後5時まで					
	質問回答期日	令和3年8月30日（月）					
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	免除	前金払	有	
その他	設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて提出すること。						
業務担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所下水道再整備課 電話 048-646-3255						
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180						

さいたま市告示第1288号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条により、次のとおり告示する。

令和3年8月16日

さいたま市長 清水 勇 人

1 申請者

- (1) 住所 さいたま市北区宮原町四丁目92番地4
- (2) 氏名 株式会社八耀社 代表取締役 江口 政直

2 位置指定道路の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市西区大字内野本郷字前原319番5、325番16、335番2
- (2) 指定の年月日 令和3年8月16日
- (3) 指定の番号 第北21-010号
- (4) 道路の幅員 4.00m
- (5) 道路の延長 28.49m

さいたま市告示第1289号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年8月17日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
さいたま市中央区大戸六丁目1307番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
さいたま市見沼区東門前29番地
埼玉東部ヤクルト販売株式会社 代表取締役 北田 光世
- 3 許可番号
令和2年5月8日
第 開 - S 2 0 1 9 1 0 4 号
- 4 検査済証番号
令和3年8月16日
第 完 - S 2 0 1 9 1 0 4 号

さいたま市告示第1290号

交差点改良協議資料作成等業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき告示する。

令和3年8月17日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

交差点改良協議資料作成等業務

(2) 履行場所

さいたま市岩槻区大字長宮地内外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約日から令和4年3月25日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（設計・調査・測量）に業務「建設コン／道路」及び「建設コン／交通及び路線」で掲載されていること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 提出方業務の実施においては、管理技術者及び照査技術者を配置するものとし、配置を予定する技術者については、本委託の告示日において、3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者、かつ、①または②の資格を有するものであること。

①技術士（建設部門：道路）

②RCCM（道路）

(5) 平成28年度以降に、関東地方整備局管内において道路構造令で定める第3種第1級または第2級、若しくは第4種第1級または第2級道路に係る道路予備設計またはそれに準ずる設計を国若しくは地方公共団体等の発注者と契約し、かつ検査に合格し遅滞なく成果品を納品した実績があること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書等を交付するものとする。

- (1) 交付場所
さいたま市浦和区常盤6-4-4
さいたま市経済局商工観光部産業展開推進課
担当 産業拠点整備係 電話 048(829)1356
 - (2) 交付期間
令和3年8月17日（火）から令和3年8月31日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで。ただし、交付最終日は午前9時から正午までとする。）
 - (3) 交付費用
無償
 - (4) 交付方法
CD-ROM
- 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書等の提出
- 本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たしている者は、入札参加申込み及び入札参加資格の確認審査（以下、「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。
- (1) 提出書類
入札説明書に定める書類
 - (2) 受付期間
令和3年8月17日（火）から令和3年8月31日（火）まで（休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）
 - (3) 受付場所
3(1)に同じ
 - (4) 提出方法
ア 持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により受付期間必着とする。）
イ 送付先
〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4
さいたま市経済局商工観光部産業展開推進課
- 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付
- 競争入札参加申込み及び参加資格確認の申請を行った者に対し確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
- (1) 交付日時
令和3年9月3日（金）午後4時まで
 - (2) 交付場所
3(1)に同じ
 - (3) その他
郵送希望者については、4の書類提出時において、本市で封入封緘以外の作業が発生しないよう整えた返信用封筒を添付し、郵送希望を申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、入札に参加できないものとする。

- (1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき
- (2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。入札金額は、当該業務に係る経費の全てを含めて見積もること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和3年9月9日（木）9時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館3階 第1会議室

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年9月9日（木）入札終了後、直ちに行う

イ 場所

7(2)イに同じ

(4) 入札保証金

ア 見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、本入札において入札保証金の免除を希望する者は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する資料（完了検査結果通知等の写し等）と入札保証金免除申請書を提出すること。

イ 免除の可否についての審査が終了したときは、その結果を5の通知と合わせて申請者に通知する。

(5) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格未満の入札をした者には、再度入札に参加できない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項、第2項及び第4項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、入札価格が同値の場合は、当該者のくじ引きによって落札者を定める。この場合において、当該入札参加者等は、くじを引くことを辞退することができない。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は、これを無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市経済局商工観光部経済政策課

電話 048（829）1363

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市経済局商工観光部産業展開推進課

電話 048（829）1356

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただしさいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市経済局商工観光部産業展開推進課及びホームページにおいて閲覧できる。

<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は入札説明書による。

さいたま市告示第1291号

さいたま市川通地区産業集積拠点測量等事業化支援業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき告示する。

令和3年8月17日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市川通地区産業集積拠点測量等事業化支援業務

(2) 履行場所

さいたま市岩槻区大字長宮地内外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約日から令和4年3月25日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（設計・調査・測量）に業務「建設コン／開発事業」で登載されていること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）又はプライバシーマークの認証を取得していること。

(5) ISO9001の認証を取得していること。

(6) 提出方業務の実施においては、管理技術者及び照査技術者を配置するものとし、下記①から③の資格を有する技術者を従事させること。なお、管理技術者の予定者については、本委託の告示日において、3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者、かつ、①及び②の資格を有するものであること。

①技術士（建設部門：都市及び地方計画）

②土地地区画整理士

③測量士

- (7) 平成23年度以降に、埼玉県、東京都、神奈川県または千葉県における農地を含む市街化編入と併せた産業系施設（物流施設、工場、研究施設）の誘致を目的とした組合土地区画整理事業について、下記の要件をすべて満たすこと。

- ①準備組織等の事務局及び地権者合意形成活動支援を行い、事業認可を取得した実績がある
- ②事業認可に向けた調査設計一式に携わった実績がある

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市経済局商工観光部産業展開推進課

担当 産業拠点整備係 電話 048(829)1356

(2) 交付期間

令和3年8月17日（火）から令和3年8月31日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで。ただし、交付最終日は午前9時から正午までとする。）

(3) 交付費用

無償

(4) 交付方法

CD-ROM

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たしている者は、入札参加申込み及び入札参加資格の確認審査（以下、「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。

(1) 提出書類

入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

令和3年8月17日（火）から令和3年8月31日（火）まで（休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

ア 持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により受付期間必着とする。）

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市経済局商工観光部産業展開推進課

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

競争入札参加申込み及び参加資格確認の申請を行った者に対し確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付日時

令和3年9月3日（金）午後4時まで

(2) 交付場所

3(1)に同じ

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において、本市で封入封緘以外の作業が発生しないよう整えた返信用封筒を添付し、郵送希望を申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、入札に参加できないものとする。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。入札金額は、当該業務に係る経費の全てを含めて見積もること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和3年9月9日（木）9時45分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館3階 第1会議室

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年9月9日（木）入札終了後、直ちに行う

イ 場所

7(2)イに同じ

(4) 入札保証金

ア 見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、本入札において入札保証金の免除を希望する者は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する資料（完了検査結果通知等の写し等）と入札保証金免除申請書を提出すること。

イ 免除の可否についての審査が終了したときは、その結果を5の通知と合わせて申請者に通知する。

(5) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格未満の入札をした者は、再度入札に参加できない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項及び第4項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、入札価格が同値の場合は、当該者のくじ引きによって落札者を定める。この場合において、当該入札参加者等は、くじを引くことを辞退することができない。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は、これを無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市経済局商工観光部経済政策課

電話 048（829）1363

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市経済局商工観光部産業展開推進課

電話 048（829）1356

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただしさいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市経済局商工観光部産業展開推進課及びホームページにおいて閲覧できる。

<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は入札説明書による。

さいたま市告示第1292号

令和3年度さいたま市企業動向アンケート調査業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき告示する。

令和3年8月17日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
令和3年度さいたま市企業動向アンケート調査業務
- (2) 履行場所
さいたま市全域及び国内調査地域
- (3) 業務概要
仕様書のとおり
- (4) 履行期間
契約締結の日から令和4年3月25日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に業務「検査・測定・調査」で登載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 過去2年の間に国又は地方自治体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付するものとする。

- (1) 交付場所
さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市経済局商工観光部産業展開推進課
電話 048（829）1349
- (2) 交付期間
告示の日から令和3年8月31日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さ

いたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 入札説明書等に関する質問及び回答

入札説明書等の内容に関する質問がある場合は、次のとおり電子メールにより受け付けるものとする。

(1) 送信先

電子メールアドレス sangyo-tenkai-suishinka@city.saitama.lg.jp

(2) 受付期間

告示の日から令和3年8月26日（木）まで

(3) 質問に対する回答

入札参加申込者全員に対し令和3年8月30日（月）までに電子メールにより回答を送信する。

なお、再質問については実施しない。

5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送 ※郵送の場合は書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

【送付先】〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市経済局商工観光部産業展開推進課

6 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和3年9月3日（金）午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、5の書類提出時において、本市で封入封緘以外の作業が発生しないように整えた返信用封筒を添付の上で郵送希望を申し出た場合のみ受け付けるものとし、令和3年

9月3日（金）に発送する。

7 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、入札に参加できないものとする。

- (1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。入札金額は、当該業務に係る経費の全てを含めて見積もること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和3年9月9日（木）午前10時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 ときわ会館3階第1会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年9月9日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

8(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、当該入札参加者にくじを引かせ落札者を決定する。この場合において、当該入札参加者等は、くじを引くことを辞退することができない。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市経済局商工観光部経済政策課
電話 048（829）1363

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市経済局商工観光部産業展開推進課
電話 048（829）1349

9 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

10 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市経済局商工観光部産業展開推進課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p083279.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1293号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定により、令和3年度における地籍調査を実施するので、同法第7条の規定により告示する。

令和3年8月18日

さいたま市長 清水 勇 人

1 事業計画が定められた年月日

令和3年4月1日

2 調査を実施する者の名称

さいたま市

3 調査地域

さいたま市大宮区大門町一丁目地内外

4 調査期間

令和3年8月18日から令和4年3月18日まで

5 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所都市局都心整備部東日本交流拠点整備課

(2) 電話 048（646）3280

さいたま市告示第1294号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年8月18日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市見沼区染谷三丁目285番1、285番9

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都練馬区石神井町二丁目26番11号

一建設株式会社 代表取締役 堀口 忠美

3 許可番号

令和3年6月17日

第開 - N2021025号

4 検査済証番号

令和3年8月17日

第完 - N2021025号

さいたま市告示第1295号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条により、次のとおり告示する。

令和3年8月18日

さいたま市長 清水 勇 人

1 申請者

- (1) 住所 さいたま市中央区本町西一丁目1番18号
- (2) 氏名 株式会社稲田興業 代表取締役 稲田 健

2 位置指定道路の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市桜区大字五関字高畑325番4、325番9、326番7
さいたま市桜区大字下大久保字中郷923番39、923番40
- (2) 指定の年月日 令和3年8月18日
- (3) 指定の番号 第南21-015号
- (4) 道路の幅員 4.00m
- (5) 道路の延長 26.26m

さいたま市告示第1296号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年8月19日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市大宮区三橋一丁目462番1、462番4、462番5、462番6、
462番21、462番23、462番36、462番37、462番38、
462番39、462番40

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都練馬区石神井町二丁目26番11号
一建設株式会社
代表取締役 堀口 忠美

3 許可番号

令和3年5月20日
第開-N2021013号

4 検査済証番号

令和3年8月18日
第完-N2021013号

さいたま市告示第1297号

次のとおり所有者の判明しない動物を収容しておりますので、さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第11条第1項及び同条第4項の規定に基づき公示します。飼い主は、令和3年8月24日までに返還の手続きをしてください。返還の手続きがない場合には処分します。

令和3年8月19日

さいたま市長 清水 勇 人

・ 次の表のとおり

収容日	種類	収容場所	品種	性別	毛色	年齢 (推定)	首輪の 有無	特 徴
8月 17日	猫	岩槻区上野	雑種	不明	キジ トラ	0～7日 齢	無	
8月 17日	猫	岩槻区上野	雑種	不明	キジ 白	0～7日 齢	無	

連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター
- (2) 電話 048(840)4150
- (3) FAX 048(840)4159

さいたま市告示第1298号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第58条第1項の規定により、令和3年8月28日に執行するさいたま都市計画事業浦和東部第一特定土地区画整理審議会委員選挙について、土地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号)第24条第2項の規定により届出のあった候補者は次のとおりである。よって同令第24条第5項の規定により告示する。

令和3年8月19日

さいたま市長 清水 勇 人

1 宅地の所有者が選挙する委員の候補者

氏名 及び 住所

(省略)

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所都市局まちづくり推進部浦和東部まちづくり事務所管理係
- (2) 住所 さいたま市緑区大字大門2564番地6
- (3) 電話 048(878)5143

さいたま市告示第1299号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第58条第1項の規定により令和3年8月28日に執行予定であった、さいたま都市計画事業浦和東部第一特定土地区画整理審議会委員選挙のうち、宅地所有者が選挙する委員の選挙については、届出のあった候補者の数が、選挙すべき委員の数を超えな
いたため、投票を行わないこととした。よって、土地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号)第26条の規定により告示する。

令和3年8月19日

さいたま市長 清水 勇 人

1 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所都市局まちづくり推進部浦和東部まちづくり事務所管理係
- (2) 住所 さいたま市緑区大字大門2564番地6
- (3) 電話 048(878)5143

さいたま市告示一覧（令和3年8月16日から同月31日まで）

さいたま市告示第1300号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の確認をしたので、同法第58条の11の規定により別紙のとおり告示する。

令和3年8月19日

さいたま市長 清水 勇 人

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の確認をした子ども・子育て支援施設等

※の欄は、個人が行う居宅訪問型事業は、プライバシー保護の観点から個人住所を非公開としております。

さいたま市

特定子ども・子育て支援提供者の名称	特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所		確認の年月日	子ども・子育て支援施設等の種類	子ども・子育て支援法施行規則第28条の18第3項を満たしているか否かの別（一日8時間以上、一年200日以上開園）
	名称	所在地※			
株式会社JOYKU	JOYKU LAND	さいたま市浦和区 常盤7-3-18 サンコート トキワ1F	令和3年7月1日	認可外保育施設	—
北村 聡美	保育ルーム Amica	さいたま市見沼区 春野2-4-3-106	令和3年6月28日	認可外保育施設	—
北村 聡美	北村 聡美	(省略)	令和3年6月28日	認可外保育施設（居宅訪問型）	—

さいたま市告示一覧（令和3年8月16日から同月31日まで）

さいたま市告示第1301号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の6第1項の規定による同法第30条の11第1項の確認の辞退があったので、同法第58条の11の規定により別紙のとおり告示する。

令和3年8月19日

さいたま市長 清水 勇 人

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の6第1項の規定による同法第30条の11第1項の確認の辞退をした子ども・子育て支援施設等

※の欄は、個人が行う居宅訪問型事業は、プライバシー保護の観点から個人住所を非公開としております。

さいたま市

特定子ども・子育て支援提供者の名称	特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所		確認の辞退の年月日	子ども・子育て支援施設等の種類	子ども・子育て支援法施行規則第28条の18第3項を満たしているか否かの別（一日8時間以上、一年200日以上開園）
	名称	所在地※			
磯 侑里	磯 侑里	(省略)	令和3年6月25日	認可外保育施設（居宅訪問型）	—
梶原 千聖	梶原 千聖	(省略)	令和3年6月30日	認可外保育施設（居宅訪問型）	—
木村 暁子	木村 暁子	(省略)	令和3年6月23日	認可外保育施設（居宅訪問型）	—
坂本 裕城	坂本 裕城	(省略)	令和3年6月11日	認可外保育施設（居宅訪問型）	—
橋口 晴美	橋口 晴美	(省略)	令和3年3月31日	認可外保育施設（居宅訪問型）	—

さいたま市告示第1302号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、さいたま都市計画公園を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和3年8月19日

さいたま市

上記代表者　さいたま市長　清水　勇　人

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類　さいたま都市計画公園
 - (2) 名称　5・5・11さいたまセントラルパーク
- 2 都市計画を変更する土地の区域
さいたま市大宮区天沼町一丁目及び二丁目地内
- 3 都市計画の縦覧場所
さいたま市都市局都市計画部都市公園課

さいたま市告示第1303号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達をする。

令和3年8月20日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書類

- ・ 市県民税（普通徴収） 督促状
- ・ 市県民税（特別徴収） 督促状
- ・ 固定資産税・都市計画税 督促状
- ・ 国民健康保険税（普通徴収） 督促状
- ・ 軽自動車税（種別割） 督促状

2 送達を受ける者の住所・所在地及び氏名・名称

別紙のとおり（別紙省略）

3 その他

- (1) 送達をする書類はさいたま市長が保管し、送達を受ける者が請求したときはいつでも交付する。
- (2) 公示をした日から起算して7日を経過したとき、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所 財政局 北部市税事務所 納税課
- (2) 電話 048（646）3081

さいたま市告示第1304号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第7条第4項の規定により広告物及び掲出物件を除却し、同法第8条第1項の規定により保管したので、同条第2項並びにさいたま市屋外広告物条例（平成14年条例第109号）第21条の2及び第21条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和3年8月20日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量
 - (1) はり札 313 枚
 - (2) 立看板 20 枚
- 2 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所、除却日時及び保管開始日時
別紙のとおり
- 3 保管場所
さいたま市緑区宮本2丁目16番地3
- 4 連絡先
 - (1) 担当 さいたま市役所都市局南部都市・公園管理事務所管理課都市管理係
 - (2) 電話 048（840）6178

さいたま市告示第1305号

さいたま市立病院ドクターカー購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき告示する。

令和3年8月20日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市立病院ドクターカー購入

(2) 納入場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院

(3) 数量・特質等

ア 数量 1台

イ 特質等 仕様書のとおり

(4) 納入期限

令和4年1月25日

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）に種目「輸送機器」内の営業種目「特殊車」で登載され、かつ、本市内に本店、支店又は営業所を有していること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 過去2年以内に、国又は地方公共団体と自動車販売に係る契約を2件以上締結し、確実に履行した実績（元請に限る。）を有している者であること。

3 入札説明書及び仕様書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を直接交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健福祉局市立病院経営部病院施設管理課
担当 管理・防災係 電話 048（873）4248

(2) 交付期間

告示の日から令和3年9月3日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さい

たま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

(4) 交付部数

1部

4 入札参加資格の有無の確認

本入札に参加を希望する者は、次の書類を提出して入札参加資格の有無の確認を受けなければならない。

(1) 提出書類

一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

(2) 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の配布

ア 配布場所

3(1)に同じ

イ 配布期間

3(2)に同じ

(3) 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

ア 提出先

3(1)に同じ

イ 受付期間

3(2)に同じ

ウ 提出部数

1部

エ 提出方法

持参

(4) 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

参加資格確認終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

ア 交付場所

3(1)に同じ

イ 交付日時

令和3年9月8日（水）午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

ウ その他

郵送希望者については、4(3)の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

5 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の確認通知を受けたものは、令和3年9月9日（木）までにさいたま市保健福祉局市立病院経営部病院施設管理課に入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。

6 入札手続等

(1) 入札方法

さいたま市告示一覧（令和3年8月16日から同月31日まで）

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札参加資格者の確認

ア 入札参加資格がある旨の確認通知を持参すること。

イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(3) 提出書類

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(4) 入札回数等

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(5) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。

(6) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(7) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

ウ 落札とすべき同額の入札をした者が2人以上いるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

7 入札の日時及び場所

(1) 日時

令和3年9月10日（金）午前11時30分

(2) 場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院3階会議室

8 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

9 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和3年9月10日（金）入札終了後、直ちに行う。

(2) 場所

7(2)に同じ

10 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の

範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

1.1 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

1.2 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

1.3 その他

(1) 提出された確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約書作成の要否
要

(4) 詳細は入札説明書による。

1.4 連絡先

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健福祉局市立病院経営部病院施設管理課

電話 048（873）4248

電子メールアドレス hsp-shisetsu-kanri@city.saitama.lg.jp

さいたま市告示第1306号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達をする。

令和3年8月20日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書類

- ・市県民税 督促状
- ・固定資産税・都市計画税 督促状
- ・国民健康保険税 督促状

2 送達を受ける者の住所・所在地及び氏名・名称

別紙のとおり（別紙省略）

3 その他

- (1) 送達をする書類はさいたま市長が保管し、送達を受ける者が請求したときはいつでも交付する
- (2) 公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所 財政局 南部市税事務所 納税課
- (2) 電話 048（829）1732～1734

さいたま市告示第1307号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達をする。

令和3年8月20日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書類

- ・ 参加差押通知書

2 送達を受ける者の住所・所在地及び氏名・名称

別紙のとおり（別紙省略）

3 その他

- (1) 送達をする書類はさいたま市長が保管し、送達を受ける者が請求したときはいつでも交付する。
- (2) 公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所 財政局 南部市税事務所 納税課
- (2) 電話 048（829）1732～1734

さいたま市告示第1308号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達をする。

令和3年8月20日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書類

- ・ 差押調書（謄本）

2 送達を受ける者の住所・所在地及び氏名・名称

別紙のとおり（別紙省略）

3 その他

- (1) 送達をする書類はさいたま市長が保管し、送達を受ける者が請求したときはいつでも交付する。
- (2) 公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所 財政局 南部市税事務所 納税課
- (2) 電話 048（829）1732～1734

さいたま市告示第1309号

さいたま市自転車等放置防止条例（平成13年さいたま市条例第205号）第10条第1項により自転車を撤去し、同条第4項の規定により保管したので、第12条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年8月20日

さいたま市長 清水 勇 人

1 保管理由

さいたま市自転車等放置防止条例

2 保管開始年月日

令和3年 8月13日

3 保管場所及び放置箇所

(1) 新開自転車保管所

南浦和駅、東浦和駅、西浦和駅、武蔵浦和駅及び北戸田駅周辺の自転車等放置禁止区域

(2) 吉野原自転車保管所

大宮駅、土呂駅、東大宮駅、北大宮駅、大宮公園駅、大和田駅、七里駅、日進駅、西大宮駅、指扇駅、宮原駅、鉄道博物館駅、加茂宮駅、東宮原駅、今羽駅、吉野原駅及びさいたま新都心駅（東口）周辺の自転車等放置禁止区域及び原動機付自転車

(3) 大戸自転車保管所

浦和駅、北浦和駅、中浦和駅、与野駅、北与野駅、与野本町駅、南与野駅及びさいたま新都心駅（西口）周辺の自転車等放置禁止区域

(4) 岩槻自転車保管所

岩槻駅、東岩槻駅及び浦和美園駅周辺の自転車等放置禁止区域

4 保管自転車

別紙のとおり

5 保管台数

計 42台

6 連絡先

(1) 担当 さいたま市都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所

(2) 電話 048（652）8812

さいたま市告示第1310号

不法投棄物撤去運搬車両賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和3年8月20日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

不法投棄物撤去運搬車両賃貸借

(2) 借入場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 ときわ会館地下1階

(3) 数量・特質等

ア 数量 1台

イ 特質等 仕様書による。

(4) 借入期間

令和4年3月1日から令和9年2月28日まで

ただし、借入期間開始日より早く納車が可能な場合、借入期間（60か月）はそのままで借入開始日を早めることができるものとする。

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に営業種目「自動車リース」で登録されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/005/p083032.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和3年8月31日（火）まで

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付時間

告示の日から令和3年8月31日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1項第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで）

郵送の場合は8月31日（火）必着

(3) 受付場所

（持参の場合）さいたま市浦和区常盤6-4-4 ときわ会館 地下1階

（郵送の場合）〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市 環境局 資源循環推進部 産業廃棄物指導課 監視係

(4) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便（簡易書留郵便を含む。））

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 ときわ会館 地下1階

さいたま市 環境局 資源循環推進部 産業廃棄物指導課 監視係

(2) 交付日時 令和3年9月1日（水）午前9時から午後5時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料1月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時 令和3年9月3日（金）午前11時00分

イ 場所 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ときわ会館地下1階 聴聞室

(3) 入札保証金

見積もった金額（月額）に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年9月3日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 ときわ会館地下1階
さいたま市 環境局 資源循環推進部 産業廃棄物指導課
電話 048(829)1609 FAX 048(829)1933

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 ときわ会館地下1階
さいたま市 環境局 資源循環推進部 産業廃棄物指導課
電話 048(829)1609 FAX 048(829)1933

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約条項等は、さいたま市環境局資源循環推進部産業廃棄物指導課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1311号

さいたま市の発注する「既存防火水槽長寿命化工事（R3見沼区堀崎町）」ほか16件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和3年8月23日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し（実務経験による場合は経歴書）、監理技術者の資格を要する工事においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し及び監理技術者講習修了証の写し

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合セン

ターが提供する「工事实績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は別紙「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認の提出書類」の該当する状況の書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者の

うち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

4 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査

- (1) 調査基準価格（さいたま市建設工事等低入札価格取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。）第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。）を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）について、低入札価格調査を行う。
- (2) 失格基準（低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。）を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。
- (3) 低価格入札者（失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者）は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに2(3)及び(4)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。
 - ア 低入札価格調査に係る書類の提出について（低入札価格取扱要綱様式第1号）
 - イ 当該価格で入札した理由（低入札価格取扱要綱様式第2号）
 - ウ 直接工事費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第3号）
 - エ 共通仮設費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第4号）
 - オ 下請予定業者等一覧表（低入札価格取扱要綱様式第5号）
 - カ 配置予定技術者名簿（低入札価格取扱要綱様式第6号）
 - キ 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（低入札価格取扱要綱様式第7号）
 - ク 手持ち工事の状況（対象工事関連）（低入札価格取扱要綱様式第8号）
 - ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（低入札価格取扱要綱様式第9号）
 - コ 手持ち資材の状況（低入札価格取扱要綱様式第10号）
 - サ 資材購入予定先一覧（低入札価格取扱要綱様式第11号）
 - シ 手持ち機械の状況（低入札価格取扱要綱様式第12号）
 - ス 機械リース元一覧（低入札価格取扱要綱様式第13号）
 - セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（低入札価格取扱要綱様式第14号）
 - ソ 誓約書（低入札価格取扱要綱様式第15号）
 - タ 社会保険等への加入状況届（低入札価格取扱要綱様式第16号）
- (4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までとする。
- (5) 落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がし

た入札を失格とする。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とする。

5 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

7 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。
債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。
- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

8 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

9 その他

さいたま市告示一覧（令和3年8月16日から同月31日まで）

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、低入札価格取扱要綱、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領（令和3年さいたま市制定）の定めるところによる。

さいたま市告示一覧（令和3年8月16日から同月31日まで）

契約整理番号	03-4762-15								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	既存防火水槽長寿命化工事（R3見沼区堀崎町）								
工事場所	さいたま市見沼区堀崎町地内								
履行期間	契約確定の日から令和4年3月11日まで								
概要	耐震性防火水槽本体工一式 構造物撤去工7m ³ コンクリート処分工7m ³ 付帯工一式 仮設工一式								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年8月31日（火）午前9時から 令和3年9月2日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年9月3日（金）午前9時から 令和3年9月6日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年9月7日（火）午後1時40分								
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 C級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成23年度以降、国、地方公共団体等が発注した、請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年8月23日（月）から							
	質問受付期間	令和3年8月23日（月）午前9時から 令和3年8月30日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年9月2日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。								
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目1番28号 さいたま市消防局総務部消防施設課 電話 048-833-7954								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和3年8月16日から同月31日まで）

契約整理番号	03-4465-25								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	道路修繕工事（R3一般国道463号バイパス）その2								
工事場所	さいたま市緑区大字下野田地内								
履行期間	契約確定の日から令和3年12月21日まで								
概要	概算数量発注方式による発注 一般国道463号バイパス 延長112.0m 幅員6.6～10.5m 舗装工 切削オーバーレイ工①(t=12cm 二層)1130㎡ 中間層(t=7cm)1130㎡ 表層工(t=5cm)1130㎡ 切削オーバーレイ工②(t=5cm 一層)57㎡ 表層工(t=5cm)57㎡ 区画線工一式 交通管理工一式								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年8月31日（火）午前9時から 令和3年9月2日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年9月3日（金）午前9時から 令和3年9月6日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年9月7日（火）午後1時50分								
参加資格	名簿登載業種等	舗装工事業 B級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市南部建設事務所の所管区域内（中央区、桜区、浦和区、南区及び緑区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年8月23日（月）から							
	質問受付期間	令和3年8月23日（月）午前9時から 令和3年8月30日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年9月2日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。								
工事担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路維持課 電話 048-840-6224								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								
契約整理番号	03-4384-18								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								

さいたま市告示一覧（令和3年8月16日から同月31日まで）

工事名	芝川第8処理分区外下水道工事（北再-R3-3001）							
工事場所	さいたま市大宮区土手町1丁目地内外							
履行期間	契約確定の日から令和4年2月28日まで							
概要	延長223.3m 管きょ更生工（既設管径250～800mm）223.3m 耐震継手工（既設管径250～800mm）12箇所 マンホール蓋交換工5箇所 付帯工一式							
予定価格（税込）	42,988,000円							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和3年8月31日（火）午前9時から 令和3年9月2日（木）午後5時まで							
入札書提出期間	令和3年9月3日（金）午前9時から 令和3年9月6日（月）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年9月7日（火）午後2時40分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 S級、A級又はB級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	次の(1)又は(2)の要件を満たし、かつ、(3)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成23年度以降、下水管（函）渠更生工事を元請として完成させた実績があること（共同企業体の構成員としての実績の場合は、出資比率が20%以上のものに限る。）。 (2) 本公告日において、公益財団法人日本下水道新技術機構の技術審査証明を受けた形成工法、反転工法、鞘管工法又は製管工法の協会等に加入していること。 (3) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年8月23日（月）から						
	質問受付期間	令和3年8月23日（月）午前9時から 令和3年8月30日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和3年9月2日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。							
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所下水道再整備課 電話 048-646-3255							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

さいたま市告示一覧（令和3年8月16日から同月31日まで）

契約整理番号	03-4387-30								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	鴨川第24処理分区下水道工事（北建-R3-1004）								
工事場所	さいたま市大宮区桜木町1丁目地内								
履行期間	契約確定の日から令和4年1月31日まで								
概要	延長313.9m 管きょ工 開削（φ200mm、硬質塩ビ管）313.9m マンホール工 組立1号マンホール1箇所 組立楕円マンホール7箇所 小型マンホール2箇所 取付管工 取付管5箇所 付帯工一式								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年8月31日（火）午前9時から 令和3年9月2日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年9月3日（金）午前9時から 令和3年9月6日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年9月7日（火）午後2時50分								
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 B級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年8月23日（月）から							
	質問受付期間	令和3年8月23日（月）午前9時から 令和3年8月30日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年9月2日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。								
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所下水道建設課 電話 048-646-3262								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和3年8月16日から同月31日まで）

契約整理番号	03-4387-31							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	芝川第9-1処理分区下水道工事（北建-R3-1007）							
工事場所	さいたま市見沼区大字御蔵地内							
履行期間	契約確定の日から令和3年12月10日まで							
概要	延長98.1m 管きょ工 開削（φ200mm、硬質塩ビ管）98.1m マンホール工 組立1号マンホール3箇所 取付管工2箇所 付帯工一式							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和3年8月31日（火）午前9時から 令和3年9月2日（木）午後5時まで							
入札書提出期間	令和3年9月3日（金）午前9時から 令和3年9月6日（月）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年9月7日（火）午後3時00分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 C級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成23年度以降、国、地方公共団体等が発注した、請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年8月23日（月）から						
	質問受付期間	令和3年8月23日（月）午前9時から 令和3年8月30日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和3年9月2日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	無
その他	本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。							
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所下水道建設課 電話 048-646-3263							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

さいたま市告示一覧（令和3年8月16日から同月31日まで）

契約整理番号	03-4365-57								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	スマイルロード整備工事（R3主要地方道野田岩槻線）								
工事場所	さいたま市岩槻区大字長宮地内								
履行期間	契約確定の日から令和4年1月31日まで								
概要	概算数量発注方式による発注 延長232m 幅員6.3~7.0m 舗装工【夜間】 切削オーバーレイ（再生粗粒度As-20、平均切削深さ12cm、t=7cm）1510㎡ 路面切削（平均切削深さ5cm）17㎡ 表層（改質Ⅱ型密粒度As-20、t=5cm）1530㎡ 付帯工一式								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年8月31日（火）午前9時から 令和3年9月2日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年9月3日（金）午前9時から 令和3年9月6日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年9月7日（火）午後3時10分								
参加資格	名簿登載業種等	舗装工事業 B級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年8月23日（月）から							
	質問受付期間	令和3年8月23日（月）午前9時から 令和3年8月30日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年9月2日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。								
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和3年8月16日から同月31日まで）

契約整理番号	03-4365-58								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	スマイルロード整備工事（R3市道イワ112号線）								
工事場所	さいたま市岩槻区大字平林寺地内								
履行期間	契約確定の日から令和4年1月31日まで								
概要	延長111.4m 幅員6.0m～7.0m 道路土工一式 排水構造物工 長尺U形側溝工（300型）203m 集水ます（□500、深550）5箇所 横断暗渠（300×240）11m 舗装工 下層路盤（RC-40、t=19cm）69㎡ 上層路盤（RM-40、t=15cm）69㎡ 不陸整正（RM-40、平均t=4cm）615㎡ 表層工（改質Ⅱ型密粒度As-20、t=5cm）615㎡ 付帯工一式								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年8月31日（火）午前9時から 令和3年9月2日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年9月3日（金）午前9時から 令和3年9月6日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年9月7日（火）午後3時20分								
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 B級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年8月23日（月）から							
	質問受付期間	令和3年8月23日（月）午前9時から 令和3年8月30日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年9月2日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 								
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和3年8月16日から同月31日まで）

契約整理番号	03-4356-70								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	電線共同溝整備工事（主要地方道さいたま春日部線・R3堀の内町工区）								
工事場所	さいたま市大宮区堀の内町2丁目地内外								
履行期間	契約確定の日から令和4年3月11日まで								
概要	延長156m 土工一式 管路工（電力φ130）387m（電力φ100）663m（電力保安通信φ100）294m（通信FAφ150）287m（通信ボディφ200）142m（通信ボディφ150）135m 特殊部柵5箇所 地上機器柵・通信接続柵・分岐柵18箇所 舗装工一式 付帯工一式 仮設工一式								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年9月7日（火）午前9時から 令和3年9月9日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年9月10日（金）午前9時から 令和3年9月13日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年9月14日（火）午後1時40分								
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 S級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年8月23日（月）から							
	質問受付期間	令和3年8月23日（月）午前9時から 令和3年9月6日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年9月9日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。								
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路安全対策課 電話 048-646-3207								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和3年8月16日から同月31日まで）

契約整理番号	03-4368-14								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	浮谷地内排水路改修工事（北河R3）								
工事場所	さいたま市岩槻区大字浮谷地内外								
履行期間	契約確定の日から令和4年3月11日まで								
概要	水路工 73.4m U型水路（U1000×1400）51.5m ボックスカルバート（□1000×1400）20.0m U型水路（U1500×1500）1.9m 仮設工一式 付帯工一式								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年9月7日（火）午前9時から 令和3年9月9日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年9月10日（金）午前9時から 令和3年9月13日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年9月14日（火）午後1時50分								
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区、浦和区又は南区に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年8月23日（月）から							
	質問受付期間	令和3年8月23日（月）午前9時から 令和3年9月6日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年9月9日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	-								
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所河川整備課 電話 048-646-3231								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和3年8月16日から同月31日まで）

契約整理番号	03-4384-16								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	鴨川第20処理分区下水道工事（北再-R3-406）								
工事場所	さいたま市大宮区大成町2丁目地内外								
履行期間	契約確定の日から令和4年3月11日まで								
概要	耐震継手工（既設管径600～1000mm）52箇所 付帯工一式								
予定価格（税込）	66,825,000円								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年9月7日（火）午前9時から 令和3年9月9日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年9月10日（金）午前9時から 令和3年9月13日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年9月14日（火）午後2時00分								
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区、中央区又は桜区に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年8月23日（月）から							
	質問受付期間	令和3年8月23日（月）午前9時から 令和3年9月6日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年9月9日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。								
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所下水道再整備課 電話 048-646-3255								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和3年8月16日から同月31日まで）

契約整理番号	03-4384-17							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	鴨川第16処理分区下水道工事（北再-R3-3007）							
工事場所	さいたま市大宮区三橋1丁目地内							
履行期間	契約確定の日から令和4年3月11日まで							
概要	延長657.5m 管きょ更生工（既設管径250～300mm）657.5m 耐震継手工（既設管径250～300mm）38箇所							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和3年9月7日（火）午前9時から 令和3年9月9日（木）午後5時まで							
入札書提出期間	令和3年9月10日（金）午前9時から 令和3年9月13日（月）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年9月14日（火）午後2時10分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 S級又はA級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	次の(1)又は(2)の要件を満たし、かつ、(3)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成23年度以降、下水管（函）渠更生工事を元請として完成させた実績があること（共同企業体の構成員としての実績の場合は、出資比率が20%以上のものに限る。）。 (2) 本公告日において、公益財団法人日本下水道新技術機構の技術審査証明を受けた形成工法、反転工法、鞘管工法又は製管工法の協会等に加入していること。 (3) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年8月23日（月）から						
	質問受付期間	令和3年8月23日（月）午前9時から 令和3年9月6日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和3年9月9日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。							
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所下水道再整備課 電話 048-646-3255							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

さいたま市告示一覧（令和3年8月16日から同月31日まで）

契約整理番号	03-9923-5								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	さいたま市立病院旧周産期母子医療センター棟改修（建築）工事								
工事場所	さいたま市緑区大字三室2460番地								
履行期間	契約確定の日から令和5年1月31日まで								
概要	改修工事（建築工事一式） 延べ面積1988.03㎡ RC造 地上3階建て 用途改修 1階 救急ワークステーション 2階 スポーツリハビリテーション 3階 シミュレーションラボ								
予定価格（税込）	355,520,000円								
調査基準価格	設定する（失格基準有）								
参加申請受付期間	令和3年9月7日（火）午前9時から 令和3年9月9日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年9月10日（金）午前9時から 令和3年9月13日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年9月14日（火）午後2時20分								
参加資格	名簿登載業種等	建築工事業 S級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年8月23日（月）から							
	質問受付期間	令和3年8月23日（月）午前9時から 令和3年9月6日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年9月9日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・「さいたま市立病院旧周産期母子医療センター棟改修（電気設備）工事」又は「さいたま市立病院旧周産期母子医療センター棟改修（機械設備）工事」の落札候補者が決まらないときは、開札後であっても本件入札を中止する。 ・本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。 								
工事担当課	さいたま市緑区大字三室2460番地 さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院施設管理課 電話 048-873-4170								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和3年8月16日から同月31日まで）

契約整理番号	03-9923-6								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	さいたま市立病院旧周産期母子医療センター棟改修（電気設備）工事								
工事場所	さいたま市緑区大字三室2460番地								
履行期間	契約確定の日から令和5年1月31日まで								
概要	改修工事（電気設備工事一式） 延べ面積 1988.03 m ² RC造 地上3階建て 用途改修 1階 救急ワークステーション 2階 スポーツリハビリテーション 3階 シミュレーションラボ								
予定価格（税込）	204,380,000円								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年9月7日（火）午前9時から 令和3年9月9日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年9月10日（金）午前9時から 令和3年9月13日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年9月14日（火）午後2時30分								
参加資格	名簿登載業種等	電気工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の電気工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年8月23日（月）から							
	質問受付期間	令和3年8月23日（月）午前9時から 令和3年9月6日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年9月9日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・「さいたま市立病院旧周産期母子医療センター棟改修（建築）工事」の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合があります。 ・「さいたま市立病院旧周産期母子医療センター棟改修（機械設備）工事」の落札候補者が決まらないときは、開札後であっても本件入札を中止する。 								
工事担当課	さいたま市緑区大字三室2460番地 さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院施設管理課 電話 048-873-4170								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和3年8月16日から同月31日まで）

契約整理番号	03-9923-7								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	さいたま市立病院旧周産期母子医療センター棟改修（機械設備）工事								
工事場所	さいたま市緑区大字三室2460番地								
履行期間	契約確定の日から令和5年1月31日まで								
概要	改修工事（機械設備工事一式） 延べ面積 1988.03 m ² RC造 地上3階建て 用途改修 1階 救急ワークステーション 2階 スポーツリハビリテーション 3階 シミュレーションラボ								
予定価格（税込）	184,250,000円								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年9月7日（火）午前9時から 令和3年9月9日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年9月10日（金）午前9時から 令和3年9月13日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年9月14日（火）午後2時40分								
参加資格	名簿登載業種等	管工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年8月23日（月）から							
	質問受付期間	令和3年8月23日（月）午前9時から 令和3年9月6日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年9月9日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	「さいたま市立病院旧周産期母子医療センター棟改修（建築）工事」又は「さいたま市立病院旧周産期母子医療センター棟改修（電気設備）工事」の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。								
工事担当課	さいたま市緑区大字三室2460番地 さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院施設管理課 電話 048-873-4170								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和3年8月16日から同月31日まで）

契約整理番号	03-3265-5								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	指扇土地区画整理事業 区9-2号線道路築造外工事								
工事場所	さいたま市西区大字指扇地内								
履行期間	契約確定の日から令和4年3月11日まで								
概要	延長470m 電線共同溝 管路工（電力）250m（通信）253m プレキャストボックス工（特殊部）8箇所（分岐枿）4箇所 道路改良 排水構造物工347m 電気設備 道路照明設備10基 舗装 舗装工3270㎡								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年9月7日（火）午前9時から 令和3年9月9日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年9月10日（金）午前9時から 令和3年9月13日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年9月14日（火）午後2時50分								
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 S級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年8月23日（月）から							
	質問受付期間	令和3年8月23日（月）午前9時から 令和3年9月6日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年9月9日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	-								
工事担当課	さいたま市北区日進町2丁目1864番地10 さいたま市都市局まちづくり推進部日進・指扇周辺まちづくり事務所 電話 048-871-7861								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和3年8月16日から同月31日まで）

契約整理番号	03-4487-38								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	鴨川右岸第4排水区下水道工事（南建-R3-2003）								
工事場所	さいたま市桜区大字下大久保地内								
履行期間	契約確定の日から令和4年3月11日まで								
概要	延長123.9m 管きょ工 開削 ボックスカルバート（□1000×1000）78.7m （□1000×1100）23.2m（□1000×600）22.0m マンホール工3基 取付管工 7箇所 地盤改良工 高圧噴射攪拌 二重管（φ1600）11本 付帯工一式								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年9月7日（火）午前9時から 令和3年9月9日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年9月10日（金）午前9時から 令和3年9月13日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年9月14日（火）午後3時00分								
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市中央区、桜区、浦和区、南区、緑区、北区又は見沼区に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年8月23日（月）から							
	質問受付期間	令和3年8月23日（月）午前9時から 令和3年9月6日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年9月9日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。								
工事担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所下水道建設課 電話 048-840-6263								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和3年8月16日から同月31日まで）

契約整理番号	03-4487-39								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	芝川左岸第4排水区下水道工事（南建-R3-201）								
工事場所	さいたま市緑区大字大門地内								
履行期間	契約確定の日から令和4年3月11日まで								
概要	延長65.8m 管きょ工 開削（□1800×1800mm、ボックスカルバート）55.8m （管径1100mm、鉄筋コンクリート管）10.0m マンホール工 組立箱型マンホール1箇所 付帯工一式								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年9月7日（火）午前9時から 令和3年9月9日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年9月10日（金）午前9時から 令和3年9月13日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年9月14日（火）午後3時10分								
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市中央区、桜区、浦和区、南区、緑区、大宮区又は岩槻区に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年8月23日（月）から							
	質問受付期間	令和3年8月23日（月）午前9時から 令和3年9月6日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年9月9日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。								
工事担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所下水道建設課 電話 048-840-6262								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示第1312号

さいたま市の発注する「田島大牧線太田窪工区街路整備工事（R3-2）」の総合評価方式一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和3年8月23日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 総合評価方式に関する事項

総合評価方式については次のとおりである。なお、落札者決定基準の詳細及び総合評価方式の実施については、「さいたま市総合評価方式活用ガイドライン」（以下「総合評価方式ガイドライン」という。）及び「総合評価方式に係る入札説明書」（以下「入札説明書」という。）による。

(1) 方式

簡易型

(2) 評価値の算出方法

除算方式

3 入札参加資格の確認

(1) 入札に参加しようとする者は、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

(2) (1)の参加申請を行った者は、工事ごとに別に定める資格確認書類受付期間に、次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し（実務経験による場合は経歴書）、監理技術者の資格を要する工事においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し及び、監理技術者講習修了証の写し

ウ 工事に配置予定の技術者に係る雇用関係を証明できる書類（専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合セン

ターが提供する「工事实績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は別紙「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認の提出書類」の該当する状況の書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(3) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(2)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

(4) 入札参加資格確認の結果は、工事ごとに別に定める日にシステムにおいて通知する。入札参加資格がない旨の確認通知にはその理由を示す。

(5) 入札参加資格がない旨の確認通知を受けた者は、入札参加資格の有無の再確認を契約課に求めることができる。再確認の期間は工事ごとに別に定める。

4 技術資料等の提出及び審査

(1) 入札に参加しようとする者は、工事ごとに定める入札説明書に基づき技術提案書又は技術資料（以下「技術資料等」という。）を作成し、契約課に提出すること。

(2) 技術資料等の提出方法及び提出期間は、入札説明書に明記する。

(3) 技術資料等の審査及び技術評価点の算出は、入札説明書に基づき行う。

5 落札者の決定

(1) 落札者は、4(3)により算出した技術評価点及び入札書に記載された金額を総合的に評価した評価値が最も高い者とする。

(2) 工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲を超えた価格をもって入札を行った者については、総合評価は行わない。また、6に規定する低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた者については、総合評価は行わない。

(3) 評価値が最も高い者が2人以上あるときは、電子くじにより落札者を決定する。

6 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査

- (1) 調査基準価格（さいたま市建設工事等低入札価格取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。）第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。）を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）について、低入札価格調査を行う。
- (2) 失格基準（低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。）を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。
- (3) 低価格入札者（失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者）は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。
 - ア 低入札価格調査に係る書類の提出について（低入札価格取扱要綱様式第1号）
 - イ 当該価格で入札した理由（低入札価格取扱要綱様式第2号）
 - ウ 直接工事費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第3号）
 - エ 共通仮設費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第4号）
 - オ 下請予定業者等一覧表（低入札価格取扱要綱様式第5号）
 - カ 配置予定技術者名簿（低入札価格取扱要綱様式第6号）
 - キ 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（低入札価格取扱要綱様式第7号）
 - ク 手持ち工事の状況（対象工事関連）（低入札価格取扱要綱様式第8号）
 - ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（低入札価格取扱要綱様式第9号）
 - コ 手持ち資材の状況（低入札価格取扱要綱様式第10号）
 - サ 資材購入予定先一覧（低入札価格取扱要綱様式第11号）
 - シ 手持ち機械の状況（低入札価格取扱要綱様式第12号）
 - ス 機械リース元一覧（低入札価格取扱要綱様式第13号）
 - セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（低入札価格取扱要綱様式第14号）
 - ソ 誓約書（低入札価格取扱要綱様式第15号）
 - タ 社会保険等への加入状況届（低入札価格取扱要綱様式第16号）
- (4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までとする。
- (5) 落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とし、総合評価は行わない。
- (6) 低入札価格調査において、低価格入札者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に

関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者としな

い。

7 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布及び入札説明書の配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布及び入札説明書の配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

8 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

9 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

10 入札の無効

- (1) さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(2) 技術資料等の提出をしない者が行った入札は無効とする。

1.1 その他

(1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。

(2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。

(3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。

(4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。

(5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。

(6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。

(7) 技術資料等及び一般競争入札参加資格等確認資料に記載する配置予定技術者は同一の者とする。

(8) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。

(9) 落札者は、技術資料等及び一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。

(10) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事総合評価方式試行要綱（平成18年さいたま市制定）、低入札価格取扱要綱、さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、総合評価方式ガイドライン、さいたま市総合評価方式実施マニュアル（入札参加者用）、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領（令和3年さいたま市制定）の定めるところによる。

さいたま市告示一覧（令和3年8月16日から同月31日まで）

契約整理番号	03-4459-15							
入札方法	一般競争入札（電子・簡易型総合評価方式）							
参加形態	単体企業							
工事名	田島大牧線太田窪工区街路整備工事（R3-2）							
工事場所	さいたま市浦和区前地3丁目地内外							
履行期間	契約確定の日から令和4年12月9日まで							
概要	延長300m 掘削工4400 m ³ 路床盛土2600 m ³ ボックス街渠側溝183m プレキャストカルバート25.7m 歩車道境界ブロック257m 撤去工一式 附帯工一式 舗装工4681 m ² 区画線工2742m 照明配管281m 照明柱6基 多目的照明柱5基							
予定価格（税込）	事後公表							
調査基準価格	設定する（失格基準有）							
参加申請受付期間	令和3年9月2日（木）午前9時から 令和3年9月6日（月）午後5時まで							
資格確認書類受付期間	令和3年9月7日（火）から 令和3年9月8日（水）まで 各日、午前9時から午後4時まで							
資格確認結果通知期日	令和3年9月10日（金）							
資格の有無の再確認期間	令和3年9月10日（金） 令和3年9月13日（月） 各日、午前9時から午後4時まで							
入札書提出期間	令和3年9月24日（金）午前9時から 令和3年9月27日（月）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年9月28日（火）午後1時30分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 S級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年8月23日（月）から 入札説明書については、入札情報公開システムに掲載する「入札説明書（田島大牧線太田窪工区街路整備工事（R3-2））.pdf」ファイルを参照すること。						
	質問受付期間	令和3年8月23日（月）午前9時から 令和3年9月1日（水）午後5時まで						
	質問回答期日	令和3年9月6日（月）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。 ・本工事は債務負担行為該当案件である。また、本工事における前払金等は契約日以降に請求できる。 							
工事担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路建設課 電話 048-840-6212							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

さいたま市告示第1313号

さいたま市の発注する「芝川第5処理分区下水道工事（北再-R3-3004）」の特別簡易型総合評価方式一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和3年8月23日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 総合評価方式に関する事項

総合評価方式については次のとおりである。なお、落札者決定基準の詳細及び総合評価方式の実施については、「さいたま市総合評価方式活用ガイドライン」（以下「総合評価方式ガイドライン」という。）及び「総合評価方式に係る入札説明書」（以下「入札説明書」という。）による。

(1) 方式

特別簡易型

(2) 評価値の算出方法

除算方式

3 技術資料の提出及び審査

(1) 自己採点申請書の技術評価点及び入札書に記載された金額を総合的に評価した評価値が最も高い者（以下「第一順位者」という。）は工事ごとに定める入札説明書に基づき技術資料を作成し、財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出すること。

(2) (1)において、第一順位者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより第一順位者を決定する。

(3) 自己採点申請書及び技術資料の提出方法及び提出期間は、入札説明書に明記する。

(4) 技術資料の審査及び技術評価点の算出は、入札説明書に基づき行い、第一順位者の順位に変動が生じないときは、その者を落札候補者として通知する。

(5) 工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲を超えた価格をもって入札を行った者については、総合評価は行わない。また、5に規定する低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた者については、総合評価は行わない。

4 入札参加資格の確認

(1) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当た

る場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を契約課に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し（実務経験による場合は経歴書）、監理技術者の資格を要する工事においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し及び、監理技術者講習修了証の写し

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事实績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は別紙「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認の提出書類」の該当する状況の書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(2) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(1)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

5 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、4(1)及び(2)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、新たな第一順位者から技術資料の提出を求め、審査及び技術評価点を算出し、順位に変動がなければ、その者を新たに落札候補者とする。

- (2) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
 - (3) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、新たな第一順位者から技術資料の提出を求め、審査及び技術評価点を算出し、順位に変動がなければ、その者を新たに落札候補者とする。
- 6 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査
- (1) 調査基準価格（さいたま市建設工事低入札価格取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。）第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。）を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）について、低入札価格取扱要綱に基づく低入札価格調査を行う。
 - (2) 失格基準（低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。）を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。
 - (3) 低価格入札者（失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者）は、第一順位者決定の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに3(1)に掲げる技術資料並びに4(1)及び(2)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。
 - ア 低入札価格調査に係る書類の提出について（低入札価格取扱要綱様式第1号）
 - イ 当該価格で入札した理由（低入札価格取扱要綱様式第2号）
 - ウ 直接工事費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第3号）
 - エ 共通仮設費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第4号）
 - オ 下請予定業者等一覧表（低入札価格取扱要綱様式第5号）
 - カ 配置予定技術者名簿（低入札価格取扱要綱様式第6号）
 - キ 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（低入札価格取扱要綱様式第7号）
 - ク 手持ち工事の状況（対象工事関連）（低入札価格取扱要綱様式第8号）
 - ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（低入札価格取扱要綱様式第9号）
 - コ 手持ち資材の状況（低入札価格取扱要綱様式第10号）
 - サ 資材購入予定先一覧（低入札価格取扱要綱様式第11号）
 - シ 手持ち機械の状況（低入札価格取扱要綱様式第12号）
 - ス 機械リース元一覧（低入札価格取扱要綱様式第13号）
 - セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（低入札価格取扱要綱様式第14号）
 - ソ 誓約書（低入札価格取扱要綱様式第15号）
 - タ 社会保険等への加入状況届（低入札価格取扱要綱様式第16号）
 - (4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の

翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までとする。

- (5) 落札者の決定は、第一順位者決定の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査、技術資料の審査及び技術評価点の算出及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とし総合評価を行わない。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とする。

7 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布及び入札説明書の配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布及び入札説明書の配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

8 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

9 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。

- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

10 入札の無効

- (1) さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。
- (2) 自己採点申請書及び技術資料の提出をしない者が行った入札は無効とする。

11 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 技術資料及び一般競争入札参加資格等確認資料に記載する配置予定技術者は同一の者とする。
- (8) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (9) 落札者は、技術資料及び一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (10) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、低入札価格取扱要綱、さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、さいたま市建設工事総合評価方式試行要綱（平成18年さいたま市制定）、総合評価方式ガイドライン、さいたま市総合評価方式実施マニュアル（入札参加者用）、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領（令和3年さいたま市制定）の定めるところによる。

さいたま市告示一覧（令和3年8月16日から同月31日まで）

契約整理番号	03-4384-15							
入札方法	一般競争入札（電子・特別簡易型総合評価方式）							
参加形態	単体企業							
工事名	芝川第5処理分区下水道工事（北再-R3-3004）							
工事場所	さいたま市北区吉野町1丁目地内外							
履行期間	契約確定の日から令和4年3月11日まで							
概要	延長657.9m 管きょ更生工（既設管径250～700mm）657.9m 耐震継手工（既設管径250～700mm）28箇所 付帯工一式							
予定価格（税込）	事後公表							
調査基準価格	設定する（失格基準有）							
参加申請受付期間	令和3年9月7日（火）午前9時から 令和3年9月9日（木）午後5時まで							
入札書提出期間	令和3年9月10日（金）午前9時から 令和3年9月13日（月）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年9月14日（火）午後1時30分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 S級又はA級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	次の(1)又は(2)の要件を満たし、かつ、(3)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成23年度以降、下水管（函）渠更生工事を元請として完成させた実績があること（共同企業体の構成員としての実績の場合は、出資比率が20%以上のものに限る。）。 (2) 本公告日において、公益財団法人日本下水道新技術機構の技術審査証明を受けた形成工法、反転工法、鞘管工法又は製管工法の協会等に加入していること。 (3) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年8月23日（月）から 入札説明書については、入札情報公開システムに掲載する「入札説明書（芝川第5処理分区下水道工事（北再-R3-3004））」 .pdf ファイルを参照すること。						
	質問受付期間	令和3年8月23日（月）午前9時から 令和3年9月 6日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和3年9月9日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。							
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所下水道再整備課 電話 048-646-3255							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

さいたま市告示第1314号

さいたま市の発注する「鴻沼第2-1排水区下水道工事（南建-R3-2001）」ほか2件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和3年8月23日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し（実務経験による場合は経歴書）、監理技術者の資格を要する工事においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し及び、監理技術者講習修了証の写し

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合セン

ターが提供する「工事实績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本告示日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本告示日時点で変更が生じている場合は別紙「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認の提出書類」の該当する状況の書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者の

うち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(5) 本公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。

ア 一抜け方式の対象工事については別表により定める。

イ 一つの対象工事の落札候補者（ただし、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者を除く。）がした当該対象工事の後に開札される他の対象工事の入札は無効とし、辞退したものとして取扱う。

ウ 一つの対象工事の落札候補者となった者は、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者としてしない。

4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

(1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。

(2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。

(3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。

(4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。

(5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲載する。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。

(2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

6 契約金の支払方法

(1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。

(2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

(3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。

(4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。

(5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金

額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

7 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

8 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領（令和3年さいたま市制定）の定めるところによる。

さいたま市告示一覧（令和3年8月16日から同月31日まで）

別表

対象工事	ア 鴻沼第2-1排水区下水道工事（南建-R3-2001） イ 芝川左岸第4排水区下水道工事（南建-R3-2007） ウ 芝川第13処理分区下水道工事（南建-R3-1004）
概要	・対象工事アの落札候補者が行った対象工事イ及びウの入札は無効とする。 ・対象工事イの落札候補者が行った対象工事ウの入札は無効とする。

さいたま市告示一覧（令和3年8月16日から同月31日まで）

契約整理番号	03-4487-40								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	鴻沼第2-1排水区下水道工事（南建-R3-2001）								
工事場所	さいたま市中央区本町東7丁目地内								
履行期間	契約確定の日から令和4年3月11日まで								
概要	延長102.8m 管きょ工 圧入二工程推進（φ500、塩ビ管）15.7m 開削（φ500、塩ビ管）87.1m マンホール工 組立1号マンホール3箇所 組立2号マンホール1箇所 取付管工3箇所 付帯工一式								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年8月31日（火）午前9時から 令和3年9月2日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年9月3日（金）午前9時から 令和3年9月6日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年9月7日（火）午後3時30分								
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 B級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市南部建設事務所の所管区域内（中央区、桜区、浦和区、南区及び緑区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年8月23日（月）から							
	質問受付期間	令和3年8月23日（月）午前9時から 令和3年8月30日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年9月2日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。 								
工事担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所下水道建設課 電話 048-840-6263								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和3年8月16日から同月31日まで）

契約整理番号	03-4487-41								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	芝川左岸第4排水区下水道工事（南建-R3-2007）								
工事場所	さいたま市緑区大字大門地内								
履行期間	契約確定の日から令和4年1月31日まで								
概要	延長163m 管きょ工 開削（管径700mm、鉄筋コンクリート管）118m（管径900mm、鉄筋コンクリート管）45m マンホール工 組立2号マンホール4箇所 組立箱型マンホール（1500×1500）2箇所								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年8月31日（火）午前9時から 令和3年9月2日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年9月3日（金）午前9時から 令和3年9月6日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年9月7日（火）午後3時40分								
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 B級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市南部建設事務所の所管区域内（中央区、桜区、浦和区、南区及び緑区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年8月23日（月）から							
	質問受付期間	令和3年8月23日（月）午前9時から 令和3年8月30日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年9月2日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事アの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 								
工事担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所下水道建設課 電話 048-840-6262								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和3年8月16日から同月31日まで）

契約整理番号	03-4487-42								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	芝川第13処理分区下水道工事（南建-R3-1004）								
工事場所	さいたま市緑区大字大間木地内								
履行期間	契約確定の日から令和4年2月10日まで								
概要	延長169.1m 管きょ工 開削（φ200mm、硬質塩ビ管）163.7m マンホール工 組立1号マンホール7箇所 取付管工 取付管13箇所 付帯工一式								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年8月31日（火）午前9時から 令和3年9月2日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年9月3日（金）午前9時から 令和3年9月6日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年9月7日（火）午後3時50分								
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 B級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市南部建設事務所の所管区域内（中央区、桜区、浦和区、南区及び緑区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年8月23日（月）から							
	質問受付期間	令和3年8月23日（月）午前9時から 令和3年8月30日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年9月2日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事ア又はイの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 								
工事担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所下水道建設課 電話 048-840-6262								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示第1315号

さいたま市の発注する「下水道事業実施設計業務（南建-R3-102）」の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和3年8月23日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が業務ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 業務ごとに別に定める参加資格に建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号。以下「登録規程」という。）の登録部門を定めている場合は、本公告日において、当該登録部門について登録規程に基づく登録があること。

ウ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする業務ごとに参加申請が必要なため、業務ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

エ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

オ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

カ 管理技術者及び照査技術者（照査技術者にあつては、設計図書等に定めのある場合に限る。）を当該業務に配置できること。なお、配置する技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、管理技術者と照査技術者の兼任はできないものとする。

キ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一業務に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

ク アからキまでに掲げるもののほか、本公告日において、業務ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一業務における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一業務に単体企業として参加していないこと。

- エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
- オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
- カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
- キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

2 入札参加資格の確認

- (1) 開札後、業務ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第5条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

- (2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

- (3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 業務ごとに別に定める参加資格に登録部門を定めている場合は、当該登録部門について登録規程に基づき登録されていることを証する書類の写し

ウ 業務に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し

エ 業務ごとに別に定める参加資格に業務実績を求めている場合は、業務実績として規定する業務の契約書の写し及び業務概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）」の業務カルテ（業務概要の記載されているもの）の写し

オ アからエまでに掲げるもののほか、業務ごとに別に定める書類

- (4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

- (1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札

書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

- (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
- (3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
- (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者を新たに落札候補者とする。

4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は業務ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を業務担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を業務担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は業務ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては業務ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては業務ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

6 契約金の支払方法

- (1) 前金払の有無については業務ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の3以内とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。
債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、業務ごとに別に定める。

7 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

8 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該業務に配置すること。
- (8) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、最低制限価格取扱要綱及びさいたま市電子入札運用基準の定めるところによる。

さいたま市告示一覧（令和3年8月16日から同月31日まで）

契約整理番号	03-4487-34						
入札方法	一般競争入札（電子）						
参加形態	単体企業						
業務名	下水道事業実施設計業務（南建-R3-102）						
業務場所	さいたま市中央区鈴谷4丁目地内外						
履行期間	契約確定の日から令和4年3月18日まで						
概要	実施設計業務 開削工法（内径1200mm未満）95.5m 推進工法（刃口、小口径）595.2m						
予定価格（税込）	14,289,000円						
最低制限価格	設定する						
参加申請受付期間	令和3年8月31日（火）午前9時から 令和3年9月2日（木）午後5時まで						
入札書提出期間	令和3年9月3日（金）午前9時から 令和3年9月6日（月）午後5時まで						
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年9月7日（火）午後1時30分						
参加資格	名簿登載業務	建設コンサルタント/下水管渠 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業務で登載された者であること。					
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記の要件を満たすこと。					
	登録部門	本公告日において、建設コンサルタント登録規程に基づく「下水道部門」の登録があること。					
	業務実績等	本公告日において、技術士法（昭和58年法律第25号）に基づく技術士のうち、「総合技術監理部門（上下水道/下水道）」又は「上下水道部門（下水道）」の登録を受けている者が1人以上いること。					
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	業務実績等に規定する、技術士の登録を証明する書類の写し及び雇用関係を証する書類の写し					
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年8月23日（月）から					
	質問受付期間	令和3年8月23日（月）午前9時から 令和3年8月30日（月）午後5時まで					
	質問回答期日	令和3年9月2日（木）					
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	免除	前金払	有	
その他	設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて提出すること。						
業務担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所下水道建設課 電話 048-840-6262						
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180						

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

令和3年8月23日

さいたま市長 清水 勇人

国税徴収法第94条の規定により差押財産を公売することとなったため、同法第95条の規定により公告する。
また、同法第98条の規定により公売財産の見積価額を決定したため、同法第99条の規定により公告する。

記

公売財産	名称、数量、その他、公売保証金及び見積価額	別紙「売却区分番号、公売財産の名称、その他、公売保証金及び見積価額、数量」のとおり		
公売の方法	期間競り売り			
公売参加申込期間 公売保証金の提供期間	令和3年8月23日(月)午後1時00分から 令和3年9月8日(水)午後11時00分まで			
競り売り開始日時	令和3年9月14日(火)午後1時00分から			
競り売り締切日時	令和3年9月16日(木)午後11時00分まで			
公 売 場 所	紀尾井町戦略研究所株式会社が提供する公売に関するインターネットオークションシステム上			
売 却 決 定	日 時	令和3年9月17日(金)午前10時00分	場 所	さいたま市南部市税事務所 納税調査課
代金納付期限	令和3年9月24日(金)午後2時30分			
買受人についての資格その他の要件	1 国税徴収法第92条及び第108条該当以外の者 2 公売参加申込期間に所定の公売参加申込手続をした者			
その他	1 公売保証金の提供については、クレジットカードによる納付によって行う。 2 最高価申込者の決定の日時及び場所については、令和3年9月17日(金)午前10時までに紀尾井町戦略研究所株式会社が提供する公売に関するインターネット上のサイトにて行う。 3 公売財産の売却決定は最高価申込者に係る入札価額をもって行う。 4 その他については、さいたま市インターネット公売ガイドラインによる。			
配当を受ける者の権利の申し出について	この公売財産について、配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書により、その内容をさいたま市に申し出てください。			
公売手続きを説明した「さいたま市インターネット公売ガイドライン」がさいたま市南部市税事務所納税調査課に備え付けてあります。その他の詳細についてはさいたま市南部市税事務所納税調査課にお問い合わせください。				

担当 さいたま市南部市税事務所 納税調査課 電話番号048-829-1469 FAX番号048-829-1964

別紙 売却区分番号、公売財産の名称、その他、公売保証金及び見積価額、数量

売却区分番号	公売財産の名称、その他	公売保証金 (円)	見積価額 (円)	数量
南1	ヤマハ FZ250 車両番号 1大宮ひ2792 交付年月日 平成28年11月24日 自動車の種別 軽自動車 自家用・事業用の別 自家用 車体の形状 軽二輪 車名 ヤマハ 乗車定員 2人 車台番号 1KG-106271 型式 1KG 原動機の型式 1HX 燃料の種類 ガソリン 以上、軽自動車税申告書の表示	11,000	108,000	1

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

令和3年8月23日

さいたま市長 清水 勇人

国税徴収法第94条の規定により差押財産を公売することとなったため、同法第95条の規定により公告する。
また、同法第98条の規定により公売財産の見積価額を決定したため、同法第99条の規定により公告する。

記

公売財産	名称、数量、その他、公売保証金及び見積価額	別紙「売却区分番号、公売財産の名称、その他、公売保証金及び見積価額、数量」のとおり		
公売の方法	期間競り売り			
公売参加申込期間 公売保証金の提供期間	令和3年8月23日(月)午後1時00分から 令和3年9月8日(水)午後11時00分まで			
競り売り開始日時	令和3年9月14日(火)午後1時00分から			
競り売り締切日時	令和3年9月16日(木)午後11時00分まで			
公 売 場 所	紀尾井町戦略研究所株式会社が提供する公売に関するインターネットオークションシステム上			
売 却 決 定	日 時	令和3年9月17日(金)午前10時00分	場 所	さいたま市南部市税事務所 納税調査課
代金納付期限	令和3年9月24日(金)午後2時30分			
買受人についての資格その他の要件	1 国税徴収法第92条及び第108条該当以外の者 2 公売参加申込期間に所定の公売参加申込手続きをした者			
その他	1 公売保証金の提供については、クレジットカードによる納付によって行う。 2 最高価申込者の決定の日時及び場所については、令和3年9月17日(金)午前10時までに紀尾井町戦略研究所株式会社が提供する公売に関するインターネット上のサイトにて行う。 3 公売財産の売却決定は最高価申込者に係る入札価額をもって行う。 4 その他については、さいたま市インターネット公売ガイドラインによる。			
配当を受ける者の権利の申し出について	この公売財産について、配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書により、その内容をさいたま市に申し出てください。			

公売手続きを説明した「さいたま市インターネット公売ガイドライン」がさいたま市南部市税事務所納税調査課に備え付けてあります。その他の詳細についてはさいたま市南部市税事務所納税調査課にお問い合わせください。

担当 さいたま市南部市税事務所 納税調査課 電話番号048-829-1469 FAX番号048-829-1964

別紙 売却区分番号、公売財産の名称、その他、公売保証金及び見積価額、数量

売却区分番号	公売財産の名称、その他	公売保証金 (円)	見積価額 (円)	数量	
南2	名称	2,000	18,000	1	
	メーカー				SONY サウンドバー HT-X8500
	メーカー				ソニー株式会社
	型名				HT-X8500
	外形寸法(約)				幅 890mm 高さ 64mm 奥行き 96mm
	質量(バススピーカー)				3.1kg
付属品	リモコン HDMIケーブル ACアダプター 電源コード 壁掛けテンプレート スタートガイド 取扱説明書				

さいたま市告示第1318号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条により、次のとおり告示する。

令和3年8月23日

さいたま市長 清水 勇 人

1 申請者

- (1) 住所 東京都千代田区丸の内二丁目4番1号
- (2) 氏名 株式会社オープンハウス・ディベロップメント 代表取締役 福岡 良介

2 位置指定道路の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市南区白幡五丁目1426番3
- (2) 指定の年月日 令和3年8月23日
- (3) 指定の番号 第南21-016号
- (4) 道路の幅員 4.01m
- (5) 道路の延長 25.96m

さいたま市告示第1319号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達をする。

令和3年8月24日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書類

差押調書（謄本）

2 送達を受ける者の住所・所在地及び氏名・名称

（省略）

3 その他

(1) 送達をする書類はさいたま市長が保管し、送達を受ける者が請求したときはいつでも交付する。

(2) 公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所 財政局 北部市税事務所 納税課

(2) 電話 048（646）3049

さいたま市告示第1320号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年8月24日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市西区大字土屋字下66番1、66番2、66番3、66番4、66番5、66番6、66番7、66番8、66番9、66番10、66番11

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都新宿区高田馬場三丁目46番25号

アイディホーム株式会社

代表取締役 久林 欣也

3 許可番号

令和3年4月14日

第開-N2021001号

4 検査済証番号

令和3年8月23日

第完-N2021001号

さいたま市告示第1321号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を廃止したので、さいたま市建築基準法施行細則（平成13年規則第215号）第13条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年8月24日

さいたま市長 清水 勇 人

1 申請者

- (1) 住所 さいたま市南区南浦和二丁目33番15
- (2) 氏名 スターツピタットハウス株式会社 南浦和店 店長 田中 敦

2 道路廃止の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市南区南浦和四丁目404番2の一部、404番3
- (2) 廃止の年月日 令和3年8月24日
- (3) 廃止の番号 第南廃21-002号
- (4) 道路の幅員 4.00m
- (5) 道路の延長 14.30m

さいたま市告示第1322号

令和3年さいたま市議会9月定例会を次のとおり招集する。

令和3年8月25日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 招集する期日 令和3年9月1日
- 2 招集する場所 さいたま市議会議事堂

さいたま市告示第1323号

さいたま市家庭的保育者等研修業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和3年8月25日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
さいたま市家庭的保育者等研修業務
- (2) 履行場所
各研修開催会場外
- (3) 業務概要
仕様書のとおり
- (4) 履行期間
契約締結の日から令和4年2月28日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「その他」の受注希望業務「その他」で掲載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 告示の日から過去2年の間、国又は地方公共団体から同種業務を受託し、適切に実施した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

- (1) 交付場所
 - ア さいたま市浦和区常盤6-4-4
さいたま市子ども未来局幼児未来部のびのび安心子育て課
担当 計画係 電話 048（829）1928
 - イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p083222.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和3年9月8日（水）まで（3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)アに同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)アに同じ

(2) 交付日時

令和3年9月10日（金）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。入札金額は、当該業務に係る経費の全てを含めること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価

さいたま市告示一覧（令和3年8月16日から同月31日まで）

格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和3年9月17日（金）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市役所西会議棟1階第6会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年9月17日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市子ども未来局幼児未来部のびのび安心子育て課
電話 048（829）1928　FAX 048（829）2516

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 契約条項等は、さいたま市子ども未来局幼児未来部のびのび安心子育て課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1324号

さいたま市ひとり親家庭等医療事務講座業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和3年8月25日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市ひとり親家庭等医療事務講座業務

(2) 履行場所

業務委託先

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和4年3月15日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「電算」の受注希望業務「その他の電算」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 告示の日から過去2年の間、医療事務講座を適切に実施した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市子ども未来局子ども育成部子育て支援政策課
担当 手当係 電話 048（829）1270

(2) 交付期間

告示の日から令和3年9月8日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

- (3) 交付費用
無償
- 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出
本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。
 - (1) 提出書類
 - ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
 - イ 入札説明書に定める書類
 - (2) 受付期間
3(2)に同じ
 - (3) 受付場所
3(1)に同じ
 - (4) 提出方法
持参
- 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付
確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
 - (1) 交付場所
3(1)に同じ
 - (2) 交付日時
令和3年9月10日（金）午前9時から午後4時まで
- 6 入札手続等
 - (1) 入札方法
総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (2) 入札の日時及び場所
 - ア 日時
令和3年9月15日（水）午前10時00分
 - イ 場所
さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階 第6会議室
 - (3) 入札保証金
見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。
 - (4) 開札の日時及び場所
 - ア 日時
令和3年9月15日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市子ども未来局子ども育成部子育て支援政策課
電話 048(829)1909 FAX 048(829)1960

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(2) 契約条項等は、さいたま市子ども未来局子ども育成部子育て支援政策課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1325号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達をする。

令和3年8月25日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書類

- ・ 差押調書（謄本）

2 送達を受ける者の住所・所在地及び氏名・名称

（省略）

3 その他

- (1) 送達をする書類はさいたま市長が保管し、送達を受ける者が請求したときはいつでも交付する。
- (2) 公示をした日から起算して7日を経過したとき、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所 財政局 北部市税事務所 納税課
- (2) 電話 048（646）3049 （省略）

さいたま市告示第1326号

さいたま市伝統産業等指定要綱第12条第1項の規定により次のとおり伝統産業事業所の指定を取り消したので、同要綱第13条の規定により公告する。

令和3年8月26日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 指定を取消しした伝統産業事業所
指定番号 95
事業所名 株式会社東山
種別 地域の特性と深い関連のある事業所
所在地 大宮区寿能町2-25
- 2 取消しの理由
さいたま市伝統産業等指定要綱第12条第1項第1号の規定による。
- 3 取消年月日
令和3年8月25日
- 4 連絡先
担当 さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課
電話 048（829）1364

さいたま市告示第1327号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第34条第1項の規定に基づき、与野大戸住宅第一マンション建替組合の事業計画を認可したので、同法第34条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年8月26日

さいたま市長 清水 勇 人

1 事務所の所在地

埼玉県さいたま市中央区新中里1丁目5番14号

2 設立認可の年月日

平成30年3月28日

3 変更の内容

・事業施行期間

変更前 事業施行期間（予定）：自 建替組合設立認可後 ～ 至 2021年1月

変更後 事業施行期間（予定）：自 建替組合設立認可後 ～ 至 2022年3月

4 事業計画の変更の認可の年月日

令和3年8月26日

さいたま市告示第1328号

さいたま市自転車等放置防止条例（平成13年さいたま市条例第205号）第10条第1項により自転車を撤去し、同条第4項の規定により保管したので、第12条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年8月27日

さいたま市長 清水 勇 人

1 保管理由

さいたま市自転車等放置防止条例

2 保管開始年月日

令和3年 8月20日

3 保管場所及び放置箇所

(1) 新開自転車保管所

南浦和駅、東浦和駅、西浦和駅、武蔵浦和駅及び北戸田駅周辺の自転車等放置禁止区域

(2) 吉野原自転車保管所

大宮駅、土呂駅、東大宮駅、北大宮駅、大宮公園駅、大和田駅、七里駅、日進駅、西大宮駅、指扇駅、宮原駅、鉄道博物館駅、加茂宮駅、東宮原駅、今羽駅、吉野原駅及びさいたま新都心駅（東口）周辺の自転車等放置禁止区域及び原動機付自転車

(3) 大戸自転車保管所

浦和駅、北浦和駅、中浦和駅、与野駅、北与野駅、与野本町駅、南与野駅及びさいたま新都心駅（西口）周辺の自転車等放置禁止区域

(4) 岩槻自転車保管所

岩槻駅、東岩槻駅及び浦和美園駅周辺の自転車等放置禁止区域

4 保管自転車

別紙のとおり

5 保管台数

計 49台

6 連絡先

(1) 担当 さいたま市都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所

(2) 電話 048（652）8812

さいたま市告示第1329号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年8月27日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
さいたま市岩槻区大字黒谷字八幡裏1570番5
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
（省略）
- 3 許可番号
令和3年3月16日
第変-N2020091号
- 4 検査済証番号
令和3年8月26日
第完-N2020091号

さいたま市告示第1330号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年8月27日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
さいたま市中央区下落合四丁目1番1、1番8
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号
さいたま市長 清水 勇 人
- 3 許可番号
令和3年7月28日
第 変 - S 2 0 1 9 J 0 0 1 号
- 4 検査済証番号
令和3年8月27日
第 完 - S 2 0 1 9 J 0 0 1 号

さいたま市告示第1331号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

令和3年8月27日

さいたま市長 清水 勇 人

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 西友南浦和店

所在地 さいたま市南区根岸五丁目18番28号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称 合同会社西友

代表者氏名 職務執行者 大久保 恒夫

住 所 東京都北区赤羽二丁目1番1号

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

位 置	収容台数
第1駐車場	37台
第2駐車場	12台
合 計	49台

(変更後)

位 置	収容台数
第1駐車場	37台
合 計	37台

(イ) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)

位 置	収容台数
第1駐輪場	90台
第2駐輪場	60台
合 計	150台

(変更後)

位 置	収容台数
第1駐輪場	20台
合 計	20台

イ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 来客が駐車場を利用できる時間帯

(変更前)

位置	駐車可能時間帯
第1駐車場	午前8時45分～翌午前1時30分
第2駐車場	午前9時45分（但し年間30日に限り午前8時45分）～午後10時

(変更後)

位置	駐車可能時間帯
第1駐車場	午前8時45分～翌午前1時30分

(イ) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

区分	出入口の数
入口	1箇所
出口	1箇所
出入口	1箇所
合計	3箇所

(変更後)

区分	出入口の数
入口	1箇所
出口	1箇所
合計	2箇所

(4) 変更する年月日

令和4年4月20日

(5) 変更する理由

ア (ア) 第1駐車場のみで必要台数を確保できるため

ア (イ) 実態に合わせた届出とするため

イ 第2駐車場を減少するため

2 届出年月日

令和3年8月19日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

令和3年8月27日から令和3年12月27日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

4 届出及び添付書類の縦覧場所

(1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1966

(2) 浦和区役所区民生活部地域商工室

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048（829）6179

FAX 048（829）6235

- 5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。

(1) 意見書の提出期間

令和3年8月27日から令和3年12月27日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048（829）1364

FAX 048（829）1966

さいたま市告示第1332号

さいたま市の発注する「道路修繕工事（R3主要地方道さいたま春日部線）その2」ほか11件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和3年8月30日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し（実務経験による場合は経歴書）、監理技術者の資格を要する工事においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し及び監理技術者講習修了証の写し

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合セン

ターが提供する「工事实績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本告示日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本告示日時点で変更が生じている場合は別紙「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認の提出書類」の該当する状況の書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者の

うち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

4 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査

- (1) 調査基準価格（さいたま市建設工事等低入札価格取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。）第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。）を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）について、低入札価格調査を行う。
- (2) 失格基準（低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。）を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。
- (3) 低価格入札者（失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者）は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに2(3)及び(4)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。
 - ア 低入札価格調査に係る書類の提出について（低入札価格取扱要綱様式第1号）
 - イ 当該価格で入札した理由（低入札価格取扱要綱様式第2号）
 - ウ 直接工事費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第3号）
 - エ 共通仮設費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第4号）
 - オ 下請予定業者等一覧表（低入札価格取扱要綱様式第5号）
 - カ 配置予定技術者名簿（低入札価格取扱要綱様式第6号）
 - キ 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（低入札価格取扱要綱様式第7号）
 - ク 手持ち工事の状況（対象工事関連）（低入札価格取扱要綱様式第8号）
 - ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（低入札価格取扱要綱様式第9号）
 - コ 手持ち資材の状況（低入札価格取扱要綱様式第10号）
 - サ 資材購入予定先一覧（低入札価格取扱要綱様式第11号）
 - シ 手持ち機械の状況（低入札価格取扱要綱様式第12号）
 - ス 機械リース元一覧（低入札価格取扱要綱様式第13号）
 - セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（低入札価格取扱要綱様式第14号）
 - ソ 誓約書（低入札価格取扱要綱様式第15号）
 - タ 社会保険等への加入状況届（低入札価格取扱要綱様式第16号）
- (4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までとする。
- (5) 落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がし

た入札を失格とする。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とする。

5 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

7 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。
債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。
- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

8 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

9 その他

さいたま市告示一覧（令和3年8月16日から同月31日まで）

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、低入札価格取扱要綱、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領（令和3年さいたま市制定）の定めるところによる。

さいたま市告示一覧（令和3年8月16日から同月31日まで）

契約整理番号	03-4365-59								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	道路修繕工事（R3主要地方道さいたま春日部線）その2								
工事場所	さいたま市見沼区大和田町1丁目地内								
履行期間	契約確定の日から令和4年1月31日まで								
概要	概算数量発注方式による発注 延長274.0m 幅員7.0m～7.5m 舗装工【夜間】 路面切削工（切削深さt=5cm）15㎡ 切削オーバーレイ工（切削深さt=12cm、再生粗粒度As、t=7cm）1960㎡ 表層工（改質Ⅱ型密粒度As、t=5cm）1970㎡ 付帯工【夜間】一式								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年9月7日（火）午前9時から 令和3年9月9日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年9月10日（金）午前9時から 令和3年9月13日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年9月14日（火）午後3時50分								
参加資格	名簿登載業種等	舗装工事業 B級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年8月30日（月）から							
	質問受付期間	令和3年8月30日（月）午前9時から 令和3年9月6日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年9月9日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。								
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和3年8月16日から同月31日まで）

契約整理番号	03-9923-8		
入札方法	一般競争入札（電子）		
参加形態	3者による特定共同企業体		
工事名	さいたま市立病院旧病棟解体工事		
工事場所	さいたま市緑区大字三室2460番地1他		
履行期間	契約確定の日から令和5年1月31日まで		
概要	解体工事及びインフラ本設切替工事 旧病棟解体工事 延べ面積 28814.07㎡ RC造 地上6階地下1階建て インフラ本設切替工事（本設共同溝設置工事） U字カルバート共同溝延伸 114.91㎡ RC造共同溝 125.36㎡（インフラ本設切替工事） 空調用熱源配管、給水管、排水管、自動制御用配管・配線、医療ガス配管及び電気配管・配線（仮設設備架台撤去工事）延べ面積 166.82㎡ S造 地上1階建て		
予定価格（税込）	1,195,700,000円		
調査基準価格	設定する（失格基準有）		
参加申請受付期間	令和3年9月17日（金）午前9時から 令和3年9月22日（水）午後5時まで		
入札書提出期間	令和3年9月24日（金）午前9時から 令和3年9月27日（月）午後5時まで		
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年9月28日（火）午前10時30分		
参加資格	名簿登載業種等	代表構成員	建築工事業 S級
		その他の構成員	建築工事業 S級
	特定共同企業体の各構成員は、本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。		
	所在地区分	代表構成員	さいたま市内に、本店、支店又は営業所を有していること。
		その他の構成員	さいたま市内に、本店を有していること。
特定共同企業体の各構成員は、本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。			
施工実績等	代表構成員		次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成23年度以降、病床200床以上の病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に定めるもの）の新築工事を元請として完成させた実績があること（共同企業体の構成員としての実績の場合は、出資比率が20%以上のものに限る。） (2) 本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。
	その他の構成員		本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類		-
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年8月30日（月）から	
	質問受付期間	令和3年8月30日（月）午前9時から 令和3年9月16日（木）午後5時まで	
	質問回答期日	令和3年9月22日（水）	

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは、1ページ目です。）

さいたま市告示一覧（令和3年8月16日から同月31日まで）

契約整理番号	03-9923-8							
保証金及び支払方法	入札保 証金	免除	契約保 証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。							
工事担当課	さいたま市緑区大字三室2460番地 さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院施設管理課 電話 048-873-4170							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは、2ページ目です。）

さいたま市告示一覧（令和3年8月16日から同月31日まで）

契約整理番号	03-5207-70								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	3者による特定共同企業体								
工事名	さいたま市立三橋小学校第3校舎・給食室棟改築（建築）工事								
工事場所	さいたま市大宮区三橋2丁目20番地								
履行期間	議会の議決を得たる日から令和5年5月26日まで								
概要	小学校校舎及び渡り廊下の増築工事 増築延べ面積3188.17㎡（校舎） 普通教室棟 RC造 地上3階建て 給食室棟 RC造 地上2階建て								
予定価格（税込）	事後公表								
調査基準価格	設定する（失格基準有）								
参加申請受付期間	令和3年9月17日（金）午前9時から 令和3年9月22日（水）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年9月24日（金）午前9時から 令和3年9月27日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年9月28日（火）午前10時40分								
参加資格	名簿登載業種等	代表構成員	建築工事業 S級						
		その他の構成員	建築工事業 S級又はA級						
	特定共同企業体の各構成員は、本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。								
	所在地区分	代表構成員	さいたま市内に、本店を有していること。						
		その他の構成員	さいたま市内に、本店を有していること。						
特定共同企業体の各構成員は、本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。									
施工実績等	代表構成員及びその他の構成員								
	本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。								
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年8月30日（月）から							
	質問受付期間	令和3年8月30日（月）午前9時から 令和3年9月16日（木）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年9月22日（水）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成13年さいたま市条例第48号）の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約につき、建設工事請負仮契約書を取り交わし、議会の議決後に本契約を締結する。なお、仮契約書の作成にかかる費用は、落札者が負担するものとする。 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。 「さいたま市立三橋小学校第3校舎・給食室棟改築（機械設備）工事」の落札候補者が決まらないときは、開札後であっても本件入札を中止する。 								
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部営繕課 電話 048-829-1527								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和3年8月16日から同月31日まで）

契約整理番号	03-5207-72		
入札方法	一般競争入札（電子）		
参加形態	2者による特定共同企業体		
工事名	さいたま市立三橋小学校第3校舎・給食室棟改築（機械設備）工事		
工事場所	さいたま市大宮区三橋2丁目20番地		
履行期間	議会の議決を得たる日から令和5年5月26日まで		
概要	空気調和設備工事一式 換気設備工事一式 自動制御設備工事一式 衛生器具設備工事一式 給水設備工事一式 排水設備工事一式 給湯設備工事一式 消火設備工事一式 厨房設備工事一式 ガス設備工事一式		
予定価格（税込）	事後公表		
調査基準価格	設定する（失格基準有）		
参加申請受付期間	令和3年9月17日（金）午前9時から 令和3年9月22日（水）午後5時まで		
入札書提出期間	令和3年9月24日（金）午前9時から 令和3年9月27日（月）午後5時まで		
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年9月28日（火）午前10時50分		
参加資格	名簿登載業種等	代表構成員	管工事業 A級 資格審査数値（経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値に発注者別評価点を加算したもの）900点以上
		その他の構成員	管工事業 A級
	特定共同企業体の各構成員は、本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。		
	所在地区分	代表構成員	さいたま市内に、本店、支店又は営業所を有していること。
		その他の構成員	さいたま市内に、本店、支店又は営業所を有していること。
特定共同企業体の各構成員は、本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。			
施工実績等	代表構成員及びその他の構成員 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。		
2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-		
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年8月30日（月）から	
	質問受付期間	令和3年8月30日（月）午前9時から 令和3年9月16日（木）午後5時まで	
	質問回答期日	令和3年9月22日（水）	

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは、1ページ目です。）

さいたま市告示一覧（令和3年8月16日から同月31日まで）

契約整理番号	03-5207-72							
保証金及び支払方法	入札保 証金	免除	契約保 証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成13年さいたま市条例第48号）の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約につき、建設工事請負仮契約書を取り交わし、議会の議決後に本契約を締結する。なお、仮契約書の作成にかかる費用は、落札者が負担するものとする。 ・本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。 ・「さいたま市立三橋小学校第3校舎・給食室棟改築（建築）工事」の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 							
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部設備課 電話 048-829-1839							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは、2ページ目です。）

さいたま市告示一覧（令和3年8月16日から同月31日まで）

契約整理番号	03-5207-69							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	2者による特定共同企業体							
工事名	さいたま市立大戸小学校（2-1、-2・3-1、-2・14棟）リフレッシュ改修（建築）工事							
工事場所	さいたま市中央区新中里1丁目6番28号							
履行期間	議会の議決を得たる日から令和6年1月31日まで							
概要	屋上防水・屋根改修工事 外壁改修工事 建具改修工事 内部仕上改修工事 便所改修工事（全面改修） 外構改修工事 外							
予定価格（税込）	事後公表							
調査基準価格	設定する（失格基準有）							
参加申請受付期間	令和3年9月17日（金）午前9時から 令和3年9月22日（水）午後5時まで							
入札書提出期間	令和3年9月24日（金）午前9時から 令和3年9月27日（月）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年9月28日（火）午前11時00分							
参加資格	名簿登載業種等	代表構成員	建築工事業 S級					
		その他の構成員	建築工事業 S級又はA級					
	特定共同企業体の各構成員は、本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	代表構成員	さいたま市内に、本店を有していること。					
		その他の構成員	さいたま市内に、本店を有していること。					
	特定共同企業体の各構成員は、本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
施工実績等	代表構成員及びその他の構成員							
	本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年8月30日（月）から						
	質問受付期間	令和3年8月30日（月）午前9時から 令和3年9月16日（木）午後5時まで						
	質問回答期日	令和3年9月22日（水）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成13年さいたま市条例第48号）の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約につき、建設工事請負仮契約書を取り交わし、議会の議決後に本契約を締結する。なお、仮契約書の作成にかかる費用は、落札者が負担するものとする。 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。 「さいたま市立大戸小学校（2-1、-2・3-1、-2・14棟）リフレッシュ改修（機械設備）工事」の落札候補者が決まらないときは、開札後であっても本件入札を中止する。 							
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部保全管理課 電話 048-829-1510							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

さいたま市告示一覧（令和3年8月16日から同月31日まで）

契約整理番号	03-5207-71		
入札方法	一般競争入札（電子）		
参加形態	2者による特定共同企業体		
工事名	さいたま市立大戸小学校（2-1、-2・3-1、-2・14棟）リフレッシュ改修（機械設備）工事		
工事場所	さいたま市中央区新中里1丁目6番28号		
履行期間	議会の議決を得たる日から令和6年1月31日まで		
概要	空気調和設備工事一式 換気設備工事一式 衛生器具設備工事一式 給水設備工事一式 排水設備工事一式 給湯設備工事一式 消火設備工事一式 厨房設備工事一式 ガス設備工事一式 既存設備撤去工事一式		
予定価格（税込）	事後公表		
調査基準価格	設定する（失格基準有）		
参加申請受付期間	令和3年9月17日（金）午前9時から 令和3年9月22日（水）午後5時まで		
入札書提出期間	令和3年9月24日（金）午前9時から 令和3年9月27日（月）午後5時まで		
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年9月28日（火）午前11時10分		
参加資格	名簿登載業種等	代表構成員	管工事業 A級 資格審査数値（経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値に発注者別評価点を加算したもの）900点以上
		その他の構成員	管工事業 A級
	特定共同企業体の各構成員は、本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。		
	所在地区分	代表構成員	さいたま市内に、本店、支店又は営業所を有していること。
		その他の構成員	さいたま市内に、本店、支店又は営業所を有していること。
特定共同企業体の各構成員は、本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。			
施工実績等	代表構成員及びその他の構成員 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。		
2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-		
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年8月30日（月）から	
	質問受付期間	令和3年8月30日（月）午前9時から 令和3年9月16日（木）午後5時まで	
	質問回答期日	令和3年9月22日（水）	

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは、1ページ目です。）

さいたま市告示一覧（令和3年8月16日から同月31日まで）

契約整理番号	03-5207-71							
保証金及び支払方法	入札保 証金	免除	契約保 証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成13年さいたま市条例第48号）の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約につき、建設工事請負仮契約書を取り交わし、議会の議決後に本契約を締結する。なお、仮契約書の作成にかかる費用は、落札者が負担するものとする。 ・本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。 ・「さいたま市立大戸小学校（2-1、-2・3-1、-2・14棟）リフレッシュ改修（建築）工事」の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 							
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部設備課 電話 048-829-1839							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは、2ページ目です。）

さいたま市告示一覧（令和3年8月16日から同月31日まで）

契約整理番号	03-6456-4								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	2者による特定共同企業体								
工事名	健康福祉センター西楽園中規模修繕（建築）工事								
工事場所	さいたま市西区大字宝来60番地1								
履行期間	議会の議決を得たる日から令和4年12月16日まで								
概要	防水改修工事 外壁改修工事 建具改修工事 内装改修工事 塗装改修工事 環境配慮改修工事 外構改修工事								
予定価格（税込）	事後公表								
調査基準価格	設定する（失格基準有）								
参加申請受付期間	令和3年9月17日（金）午前9時から 令和3年9月22日（水）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年9月24日（金）午前9時から 令和3年9月27日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年9月28日（火）午前11時20分								
参加資格	名簿登載業種等	代表構成員	建築工事業 S級						
		その他の構成員	建築工事業 S級又はA級						
	特定共同企業体の各構成員は、本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。								
	所在地区分	代表構成員	さいたま市内に、本店を有していること。						
		その他の構成員	さいたま市内に、本店を有していること。						
特定共同企業体の各構成員は、本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。									
施工実績等	代表構成員及びその他の構成員								
	本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。								
2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-								
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年8月30日（月）から							
	質問受付期間	令和3年8月30日（月）午前9時から 令和3年9月16日（木）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年9月22日（水）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成13年さいたま市条例第48号）の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約につき、建設工事請負仮契約書を取り交わし、議会の議決後に本契約を締結する。なお、仮契約書の作成にかかる費用は、落札者が負担するものとする。 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。 「健康福祉センター西楽園中規模修繕（機械設備）工事」の落札候補者が決まらないときは、開札後であっても本件入札を中止する。 								
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部保全管理課 電話 048-829-1510								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和3年8月16日から同月31日まで）

契約整理番号	03-6456-5		
入札方法	一般競争入札（電子）		
参加形態	2者による特定共同企業体		
工事名	健康福祉センター西楽園中規模修繕（機械設備）工事		
工事場所	さいたま市西区大字宝来60番地1		
履行期間	議会の議決を得たる日から令和4年12月16日まで		
概要	空気調和設備工事一式 換気設備工事一式 自動制御設備工事一式 衛生器具設備工事一式 給水設備工事一式 排水設備工事一式 給湯設備工事一式 消火設備工事一式 散水設備工事一式 プール設備工事一式 浴場設備工事一式 都市ガス設備工事一式 既存設備撤去工事一式		
予定価格（税込）	事後公表		
調査基準価格	設定する（失格基準有）		
参加申請受付期間	令和3年9月17日（金）午前9時から 令和3年9月22日（水）午後5時まで		
入札書提出期間	令和3年9月24日（金）午前9時から 令和3年9月27日（月）午後5時まで		
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年9月28日（火）午前11時30分		
参加資格	名簿登載業種等	代表構成員	管工事業 A級 資格審査数値（経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値に発注者別評価点を加算したもの）1000点以上
		その他の構成員	管工事業 A級
	特定共同企業体の各構成員は、本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。		
	所在地区分	代表構成員	さいたま市内に、本店、支店又は営業所を有していること。
その他の構成員		さいたま市内に、本店、支店又は営業所を有していること。	
特定共同企業体の各構成員は、本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。			
施工実績等	代表構成員		次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成23年度以降、長さ25m以上の屋内プールを含む1棟の延べ面積3,000㎡以上の建築物の新築、増築又は改築の工事（ただし、増築又は改築の工事にあつては、当該増築又は改築部分に長さ25m以上の屋内プールを含み、当該増築又は改築部分について1棟の延べ面積が3,000㎡以上であること。）に係る空調設備工事又は給排水設備工事を元請として完成させた実績があること（共同企業体の構成員としての実績の場合は、出資比率が20%以上のものに限る。）。 (2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。
	その他の構成員		本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類		－
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年8月30日（月）から	
	質問受付期間	令和3年8月30日（月）午前9時から 令和3年9月16日（木）午後5時まで	
	質問回答期日	令和3年9月22日（水）	

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは、1ページ目です。）

さいたま市告示一覧（令和3年8月16日から同月31日まで）

契約整理番号	03-6456-5							
保証金及び支払方法	入札保 証金	免除	契約保 証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成13年さいたま市条例第48号）の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約につき、建設工事請負仮契約書を取り交わし、議会の議決後に本契約を締結する。なお、仮契約書の作成にかかる費用は、落札者が負担するものとする。 ・本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。 ・「健康福祉センター西楽園中規模修繕（建築）工事」の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 							
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部設備課 電話 048-829-1839							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは、2ページ目です。）

さいたま市告示一覧（令和3年8月16日から同月31日まで）

契約整理番号	03-4359-10		
入札方法	一般競争入札（電子）		
参加形態	3者による特定共同企業体		
工事名	一般国道122号蓮田岩槻バイパス並木工区道路改良工事		
工事場所	さいたま市岩槻区並木1丁目地内外		
履行期間	議会の議決を得たる日から令和6年3月15日まで		
概要	土工一式 地盤改良工 3329 m ² プレキャスト擁壁工 332m 帯鋼補強土壁工 252 m ² プレキャストカルバート工 9m 遮音壁工 669m 舗装工 5141 m ² 側溝工 1410m 貯留施設工 121m 縁石工 1350m 踏掛版工 37 m ³ 防護柵工 566m 区画線工 280m 道路植栽工 1574 本 照明工 7 基		
予定価格（税込）	事後公表		
調査基準価格	設定する（失格基準有）		
参加申請受付期間	令和3年9月17日（金）午前9時から 令和3年9月22日（水）午後5時まで		
入札書提出期間	令和3年9月24日（金）午前9時から 令和3年9月27日（月）午後5時まで		
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年9月28日（火）午後1時50分		
参加資格	名簿登載業種等	代表構成員	土木工事業 S級
		その他の構成員	土木工事業 S級又はA級
	特定共同企業体の各構成員は、本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。		
	所在地区分	代表構成員	さいたま市内に、本店を有していること。
		その他の構成員	さいたま市内に、本店を有していること。
特定共同企業体の各構成員は、本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。			
施工実績等	代表構成員及びその他の構成員 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。		
2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-		
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年8月30日（月）から	
	質問受付期間	令和3年8月30日（月）午前9時から 令和3年9月16日（木）午後5時まで	
	質問回答期日	令和3年9月22日（水）	

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは、1ページ目です。）

さいたま市告示一覧（令和3年8月16日から同月31日まで）

契約整理番号	03-4359-10							
保証金及び支払方法	入札保 証金	免除	契約保 証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成13年さいたま市条例第48号）の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約につき、建設工事請負仮契約書を取り交わし、議会の議決後に本契約を締結する。なお、仮契約書の作成にかかる費用は、落札者が負担するものとする。 ・本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。 							
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路建設課 電話 048-646-3213							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは、2ページ目です。）

さいたま市告示一覧（令和3年8月16日から同月31日まで）

契約整理番号	03-6456-6								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	年輪荘中規模修繕（建築）工事								
工事場所	さいたま市緑区大字中尾1404番地								
履行期間	契約確定の日から令和5年3月15日まで								
概要	屋上防水改修工事 外壁改修工事 建具改修工事 内装改修工事 塗装改修工事 便所改修工事 外構改修工事 外								
予定価格（税込）	280,060,000円								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年9月17日（金）午前9時から 令和3年9月22日（水）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年9月24日（金）午前9時から 令和3年9月27日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年9月28日（火）午後3時00分								
参加資格	名簿登載業種等	建築工事業 S級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年8月30日（月）から							
	質問受付期間	令和3年8月30日（月）午前9時から 令和3年9月16日（木）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年9月22日（水）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	「年輪荘中規模修繕（電気設備）工事」又は「年輪荘中規模修繕（機械設備）工事」の落札候補者が決まらないときは、開札後であっても本件入札を中止する。								
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部保全管理課 電話 048-829-1510								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和3年8月16日から同月31日まで）

契約整理番号	03-6456-7								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	年輪荘中規模修繕（電気設備）工事								
工事場所	さいたま市緑区大字中尾1404番地								
履行期間	契約確定の日から令和5年3月15日まで								
概要	電灯設備工事一式 動力設備工事一式 受変電設備工事一式 発電設備工事一式 構内交換設備工事一式 テレビ共同受信設備工事一式 インターホン設備工事一式 電気時計設備工事一式 ナースコール設備工事一式 拡声設備工事一式 監視カメラ設備工事一式 映像・音響設備工事一式 自動火災報知設備工事一式 構内配電経路工事一式 既存設備撤去工事一式								
予定価格（税込）	145,860,000円								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年9月17日（金）午前9時から 令和3年9月22日（水）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年9月24日（金）午前9時から 令和3年9月27日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年9月28日（火）午後3時10分								
参加資格	名簿登載業種等	電気工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の電気工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年8月30日（月）から							
	質問受付期間	令和3年8月30日（月）午前9時から 令和3年9月16日（木）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年9月22日（水）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> 「年輪荘中規模修繕（建築）工事」の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 「年輪荘中規模修繕（機械設備）工事」の落札候補者が決まらないときは、開札後であっても本件入札を中止する。 								
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部設備課 電話 048-829-1839								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和3年8月16日から同月31日まで）

契約整理番号	03-6456-8								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	年輪荘中規模修繕（機械設備）工事								
工事場所	さいたま市緑区大字中尾1404番地								
履行期間	契約確定の日から令和5年3月15日まで								
概要	空気調和設備工事一式 換気設備工事一式 自動制御設備工事一式 衛生器具設備工事一式 給水設備工事一式 排水設備工事一式 給湯設備工事一式 消火設備工事一式 厨房設備工事一式 ガス設備工事一式 既存設備撤去工事一式								
予定価格（税込）	270,270,000円								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年9月17日（金）午前9時から 令和3年9月22日（水）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年9月24日（金）午前9時から 令和3年9月27日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年9月28日（火）午後3時20分								
参加資格	名簿登載業種等	管工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店、支店又は営業所を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年8月30日（月）から							
	質問受付期間	令和3年8月30日（月）午前9時から 令和3年9月16日（木）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年9月22日（水）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	「年輪荘中規模修繕（建築）工事」又は「年輪荘中規模修繕（電気設備）工事」の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。								
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部設備課 電話 048-829-1839								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示第1333号

さいたま市の発注する「道路修繕工事（R3一般国道463号バイパス）」の特別簡易型総合評価方式一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和3年8月30日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 総合評価方式に関する事項

総合評価方式については次のとおりである。なお、落札者決定基準の詳細及び総合評価方式の実施については、「さいたま市総合評価方式活用ガイドライン」（以下「総合評価方式ガイドライン」という。）及び「総合評価方式に係る入札説明書」（以下「入札説明書」という。）による。

(1) 方式

特別簡易型

(2) 評価値の算出方法

除算方式

3 技術資料の提出及び審査

(1) 自己採点申請書の技術評価点及び入札書に記載された金額を総合的に評価した評価値が最も高い者（以下「第一順位者」という。）は工事ごとに定める入札説明書に基づき技術資料を作成し、財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出すること。

(2) (1)において、第一順位者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより第一順位者を決定する。

(3) 自己採点申請書及び技術資料の提出方法及び提出期間は、入札説明書に明記する。

(4) 技術資料の審査及び技術評価点の算出は、入札説明書に基づき行い、第一順位者の順位に変動が生じないときは、その者を落札候補者として通知する。

(5) 工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲を超えた価格をもって入札を行った者については、総合評価は行わない。また、5に規定する低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた者については、総合評価は行わない。

4 入札参加資格の確認

(1) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当た

る場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を契約課に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し（実務経験による場合は経歴書）、監理技術者の資格を要する工事においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し及び、監理技術者講習修了証の写し

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事实績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は別紙「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認の提出書類」の該当する状況の書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(2) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(1)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

5 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、4(1)及び(2)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、新たな第一順位者から技術資料の提出を求め、審査及び技術評価点を算出し、順位に変動がなければ、その者を新たに落札候補者とする。

- (2) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
 - (3) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、新たな第一順位者から技術資料の提出を求め、審査及び技術評価点を算出し、順位に変動がなければ、その者を新たに落札候補者とする。
- 6 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査
- (1) 調査基準価格（さいたま市建設工事低入札価格取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。）第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。）を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）について、低入札価格取扱要綱に基づく低入札価格調査を行う。
 - (2) 失格基準（低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。）を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。
 - (3) 低価格入札者（失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者）は、第一順位者決定の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに3(1)に掲げる技術資料並びに4(1)及び(2)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。
 - ア 低入札価格調査に係る書類の提出について（低入札価格取扱要綱様式第1号）
 - イ 当該価格で入札した理由（低入札価格取扱要綱様式第2号）
 - ウ 直接工事費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第3号）
 - エ 共通仮設費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第4号）
 - オ 下請予定業者等一覧表（低入札価格取扱要綱様式第5号）
 - カ 配置予定技術者名簿（低入札価格取扱要綱様式第6号）
 - キ 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（低入札価格取扱要綱様式第7号）
 - ク 手持ち工事の状況（対象工事関連）（低入札価格取扱要綱様式第8号）
 - ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（低入札価格取扱要綱様式第9号）
 - コ 手持ち資材の状況（低入札価格取扱要綱様式第10号）
 - サ 資材購入予定先一覧（低入札価格取扱要綱様式第11号）
 - シ 手持ち機械の状況（低入札価格取扱要綱様式第12号）
 - ス 機械リース元一覧（低入札価格取扱要綱様式第13号）
 - セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（低入札価格取扱要綱様式第14号）
 - ソ 誓約書（低入札価格取扱要綱様式第15号）
 - タ 社会保険等への加入状況届（低入札価格取扱要綱様式第16号）
 - (4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の

翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までとする。

- (5) 落札者の決定は、第一順位者決定の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査、技術資料の審査及び技術評価点の算出及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とし総合評価を行わない。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とする。

7 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布及び入札説明書の配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布及び入札説明書の配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

8 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

9 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。

- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

10 入札の無効

- (1) さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。
- (2) 自己採点申請書及び技術資料の提出をしない者が行った入札は無効とする。

11 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 技術資料及び一般競争入札参加資格等確認資料に記載する配置予定技術者は同一の者とする。
- (8) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (9) 落札者は、技術資料及び一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (10) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、低入札価格取扱要綱、さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、さいたま市建設工事総合評価方式試行要綱（平成18年さいたま市制定）、総合評価方式ガイドライン、さいたま市総合評価方式実施マニュアル（入札参加者用）、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領（令和3年さいたま市制定）の定めるところによる。

さいたま市告示一覧（令和3年8月16日から同月31日まで）

契約整理番号	03-4465-24								
入札方法	一般競争入札（電子・特別簡易型総合評価方式）								
参加形態	単体企業								
工事名	道路修繕工事（R3一般国道463号バイパス）								
工事場所	さいたま市浦和区本太5丁目地内								
履行期間	契約確定の日から令和4年2月18日まで								
概要	概算数量発注方式による発注 延長173.0m 幅員6.8～10.6m 舗装工 舗装版撤去工一式 路面切削39㎡ 切削オーバーレイ2170㎡ 表層2212㎡ 区画線工一式 付帯工一式 交通管理工一式								
予定価格（税込）	事後公表								
調査基準価格	設定する（失格基準有）								
参加申請受付期間	令和3年9月7日（火）午前9時から 令和3年9月9日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年9月10日（金）午前9時から 令和3年9月13日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年9月14日（火）午後1時20分								
参加資格	名簿登載業種等	舗装工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年8月30日（月）から 入札説明書については、入札情報公開システムに掲載する「入札説明書（道路修繕工事（R3一般国道463号バイパス））.pdf」ファイルを参照すること。							
	質問受付期間	令和3年8月30日（月）午前9時から 令和3年9月6日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年9月9日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。								
工事担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路維持課 電話 048-840-6224								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示第1334号

さいたま市の発注する「一般国道122号蓮田岩槻バイパス加倉南工区道路改良工事（R3）」ほか2件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和3年8月30日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し（実務経験による場合は経歴書）、監理技術者の資格を要する工事においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し及び、監理技術者講習修了証の写し

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合セン

ターが提供する「工事实績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本告示日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本告示日時点で変更が生じている場合は別紙「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認の提出書類」の該当する状況の書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者の

うち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(5) 本公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。

ア 一抜け方式の対象工事については別表により定める。

イ 一つの対象工事の落札候補者（ただし、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者を除く。）がした当該対象工事の後に開札される他の対象工事の入札は無効とし、辞退したものとして取扱う。

ウ 一つの対象工事の落札候補者となった者は、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者としてしない。

4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

(1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。

(2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。

(3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。

(4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。

(5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲載する。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。

(2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

6 契約金の支払方法

(1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。

(2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

(3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。

(4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。

(5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金

額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

7 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

8 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領（令和3年さいたま市制定）の定めるところによる。

さいたま市告示一覧（令和3年8月16日から同月31日まで）

別表

対象工事	ア 一般国道122号蓮田岩槻バイパス加倉南工区道路改良工事（R3） イ 電線共同溝整備工事（一般県道鴻巣桶川さいたま線・2工区） ウ 鴨川第12処理分区下水道工事（北建-R3-1001）
概要	・対象工事アの落札候補者が行った対象工事イ及びウの入札は無効とする。 ・対象工事イの落札候補者が行った対象工事ウの入札は無効とする。

さいたま市告示一覧（令和3年8月16日から同月31日まで）

契約整理番号	03-4359-16								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	一般国道122号蓮田岩槻バイパス加倉南工区道路改良工事（R3）								
工事場所	さいたま市岩槻区加倉3丁目地内								
履行期間	契約確定の日から令和4年7月29日まで								
概要	延長170m 土工一式 地盤改良工148本 擁壁工一式 側溝工251m 縁石工325m 函渠工111m 舗装工801㎡ 道路附属施設工一式 区画線工109m 撤去工一式 仮設工一式								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年9月17日（金）午前9時から 令和3年9月22日（水）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年9月24日（金）午前9時から 令和3年9月27日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年9月28日（火）午後2時00分								
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 S級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年8月30日（月）から							
	質問受付期間	令和3年8月30日（月）午前9時から 令和3年9月16日（木）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年9月22日（水）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。 ・本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。								
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路建設課 電話 048-646-3213								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和3年8月16日から同月31日まで）

契約整理番号	03-4456-25								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	電線共同溝整備工事（一般県道鴻巣桶川さいたま線・2工区）								
工事場所	さいたま市浦和区針ヶ谷2丁目地内外								
履行期間	契約確定の日から令和4年3月25日まで								
概要	延長231m 開削土工一式 管路工（電力）2272m（通信）1530m 特殊部工33組 舗装工1993㎡ 付帯工一式 仮設工一式								
予定価格（税込）	183,359,000円								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年9月17日（金）午前9時から 令和3年9月22日（水）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年9月24日（金）午前9時から 令和3年9月27日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年9月28日（火）午後2時10分								
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 S級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年8月30日（月）から							
	質問受付期間	令和3年8月30日（月）午前9時から 令和3年9月16日（木）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年9月22日（水）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事アの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 								
工事担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路安全対策課 電話 048-840-6206								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和3年8月16日から同月31日まで）

契約整理番号	03-4387-35								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	鴨川第12処理分区下水道工事（北建-R3-1001）								
工事場所	さいたま市西区大字清河寺地内								
履行期間	契約確定の日から令和4年3月11日まで								
概要	延長678.2m 管きょ工 泥土圧推進（φ200mm、低耐）325.2m 開削（φ200mm、硬質塩ビ管）353.0m マンホール工 鋼製ケーシング内特殊1号マンホール2箇所 鋼製ケーシング内特殊2号マンホール7箇所 組立1号マンホール8箇所 組立楕円マンホール3箇所 組立0号マンホール2箇所 小型マンホール2箇所 取付管工22箇所 付帯工一式								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年9月17日（金）午前9時から 令和3年9月22日（水）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年9月24日（金）午前9時から 令和3年9月27日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年9月28日（火）午後2時20分								
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 S級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年8月30日（月）から							
	質問受付期間	令和3年8月30日（月）午前9時から 令和3年9月16日（木）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年9月22日（水）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事アの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 								
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所下水道建設課 電話 048-646-3262								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示第1335号

さいたま市の発注する「さいたま鴻巣線バイパス道路改良工事（R3）」ほか2件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和3年8月30日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

- ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
- イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
- ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
- エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
- オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。
- カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
- キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。
- ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し（実務経験による場合は経歴書）、監理技術者の資格を要する工事においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し及び、監理技術者講習修了証の写し

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合セン

ターが提供する「工事实績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本告示日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本告示日時点で変更が生じている場合は別紙「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認の提出書類」の該当する状況の書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者の

うち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(5) 本公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。

ア 一抜け方式の対象工事については別表により定める。

イ 一つの対象工事の落札候補者（ただし、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者を除く。）がした当該対象工事の後に開札される他の対象工事の入札は無効とし、辞退したものとして取扱う。

ウ 一つの対象工事の落札候補者となった者は、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者としていない。

4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

(1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。

(2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。

(3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。

(4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。

(5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲載する。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。

(2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

6 契約金の支払方法

(1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。

(2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

(3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。

(4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。

(5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金

額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

7 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

8 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領（令和3年さいたま市制定）の定めるところによる。

さいたま市告示一覧（令和3年8月16日から同月31日まで）

別表

対象工事	ア さいたま鴻巣線バイパス道路改良工事（R3） イ 岩槻第1-2処理分区下水道工事（北建-R3-1020） ウ 鴻沼川流域貯留浸透施設整備工事（鈴谷西公園）
概要	・対象工事アの落札候補者が行った対象工事イ及びウの入札は無効とする。 ・対象工事イの落札候補者が行った対象工事ウの入札は無効とする。

さいたま市告示一覧（令和3年8月16日から同月31日まで）

契約整理番号	03-4459-16								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	さいたま鴻巣線バイパス道路改良工事（R3）								
工事場所	さいたま市桜区中島3丁目地内外								
履行期間	契約確定の日から令和4年3月11日まで								
概要	延長340m 幅員44m 道路土工一式 排水構造物工277m 安全施設工355m 撤去工一式 舗装工3140㎡								
予定価格（税込）	124,465,000円								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年9月17日（金）午前9時から 令和3年9月22日（水）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年9月24日（金）午前9時から 令和3年9月27日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年9月28日（火）午後2時30分								
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 S級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年8月30日（月）から							
	質問受付期間	令和3年8月30日（月）午前9時から 令和3年9月16日（木）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年9月22日（水）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。								
工事担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路建設課 電話 048-840-6212								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和3年8月16日から同月31日まで）

契約整理番号	03-4387-36								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	岩槻第1-2処理分区下水道工事（北建-R3-1020）								
工事場所	さいたま市岩槻区大字掛地内外								
履行期間	契約確定の日から令和4年3月11日まで								
概要	延長289.5m 管きょ工 鋼製さや管ボーリング推進（φ300）20.5m 圧入二工程推進（泥水排土）（φ200、低耐）177.0m 泥土圧推進（φ200、低耐）92.0m マンホール工 鋼製ケーシング内特殊1号マンホール5箇所 鋼製ケーシング内特殊2号マンホール4箇所 付帯工一式								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年9月17日（金）午前9時から 令和3年9月22日（水）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年9月24日（金）午前9時から 令和3年9月27日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年9月28日（火）午後2時40分								
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 S級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年8月30日（月）から							
	質問受付期間	令和3年8月30日（月）午前9時から 令和3年9月16日（木）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年9月22日（水）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。								
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所下水道建設課 電話 048-646-3263								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和3年8月16日から同月31日まで）

契約整理番号	03-4468-10								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	鴻沼川流域貯留浸透施設整備工事（鈴谷西公園）								
工事場所	さいたま市中央区鈴谷2丁目地内								
履行期間	契約確定の日から令和4年3月11日まで								
概要	流域貯留浸透施設 公園土工一式 地盤改良工28本 放流調整施設工1基 貯留施設工540m ³ 管路工50m 付帯工一式 撤去・復旧工一式 仮設工一式 電気移設工一式								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年9月17日（金）午前9時から 令和3年9月22日（水）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年9月24日（金）午前9時から 令和3年9月27日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年9月28日（火）午後2時50分								
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 S級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年8月30日（月）から							
	質問受付期間	令和3年8月30日（月）午前9時から 令和3年9月16日（木）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年9月22日（水）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事イの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 								
工事担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所河川整備課 電話 048-840-6231								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示第1336号

さいたま市の発注する「スマイルロード整備工事（R3市道11115号線外）」ほか2件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和3年8月30日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し（実務経験による場合は経歴書）、監理技術者の資格を要する工事においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し及び、監理技術者講習修了証の写し

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合セン

ターが提供する「工事实績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本告示日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本告示日時点で変更が生じている場合は別紙「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認の提出書類」の該当する状況の書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者の

うち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(5) 本公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。

ア 一抜け方式の対象工事については別表により定める。

イ 一つの対象工事の落札候補者（ただし、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者を除く。）がした当該対象工事の後に開札される他の対象工事の入札は無効とし、辞退したものとして取扱う。

ウ 一つの対象工事の落札候補者となった者は、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者としてしない。

4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

(1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。

(2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。

(3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。

(4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。

(5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲載する。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。

(2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

6 契約金の支払方法

(1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。

(2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

(3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。

(4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。

(5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金

額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

7 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

8 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領（令和3年さいたま市制定）の定めるところによる。

さいたま市告示一覧（令和3年8月16日から同月31日まで）

別表

本入札は、次のとおり、一抜け方式により実施する。なお、工事ごとに参加資格に定める「所在地区分」が異なるため、確認のうえ入札に参加すること。

対象工事	ア スマイルロード整備工事（R3市道11115号線外） イ スマイルロード整備工事（R3市道1360号線） ウ 耐震性防火水槽（100m ³ 型）設置工事（佐知川公園）
概要	・対象工事アの落札候補者が行った対象工事イ及びウの入札は無効とする。 ・対象工事イの落札候補者が行った対象工事ウの入札は無効とする。

さいたま市告示一覧（令和3年8月16日から同月31日まで）

契約整理番号	03-4365-60								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	スマイルロード整備工事（R3市道11115号線外）								
工事場所	さいたま市見沼区東大宮6丁目地内外								
履行期間	契約確定の日から令和4年3月11日まで								
概要	延長372.2m 幅員6.0～8.0m 道路土工一式 排水構造物工 長尺U形側溝（深300）637m 角型集水樹2箇所 長尺U形側溝用集水樹12箇所 舗装工 切削オーバーレイ（再生密粒度As-20、平均切削深さ5cm、t=5cm）399㎡ 表層（透水性As（樹脂・消石灰入り）、t=5cm）1590㎡（再生密粒度As、t=5cm）25㎡ 基層（再生粗粒度As、t=7cm）25㎡ 上層路盤（C-30、RM-40）194㎡ 下層路盤（RC-40）194㎡ 付帯工一式								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年9月7日（火）午前9時から 令和3年9月9日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年9月10日（金）午前9時から 令和3年9月13日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年9月14日（火）午後3時20分								
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区、中央区又は緑区に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年8月30日（月）から							
	質問受付期間	令和3年8月30日（月）午前9時から 令和3年9月6日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年9月9日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。								
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和3年8月16日から同月31日まで）

契約整理番号	03-4365-56								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	スマイルロード整備工事（R3市道1360号線）								
工事場所	さいたま市岩槻区大字上野地内外								
履行期間	契約確定の日から令和4年3月11日まで								
概要	延長401.5m 幅員6.0m 道路土工一式 排水構造物工 長尺U形側溝（深300）357m L形長尺U形側溝（深300）77m（深600）43m 角形集水桝（深550）14箇所 横断暗渠（300×240）32m 舗装工 下層路盤（RC-40、t=26cm）214㎡ 上層路盤（C-30、t=14cm）214㎡ 不陸整正（C-30）1960㎡ 表層（透水性As（樹脂・消石灰入り）、t=5cm）1960㎡ 付帯工一式								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年9月7日（火）午前9時から 令和3年9月9日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年9月10日（金）午前9時から 令和3年9月13日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年9月14日（火）午後3時30分								
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区、桜区又は浦和区に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年8月30日（月）から							
	質問受付期間	令和3年8月30日（月）午前9時から 令和3年9月6日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年9月9日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事アの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 								
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和3年8月16日から同月31日まで）

契約整理番号	03-4762-16								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	耐震性防火水槽（100㎡型）設置工事（佐知川公園）								
工事場所	さいたま市西区大字佐知川地内								
履行期間	契約確定の日から令和4年3月11日まで								
概要	耐震性防火水槽100㎡型1基 作業環境整備工一式 土留・仮締切工一式 公園施設等撤去工一式 耐震性防火水槽設置工一式 公園施設等設置・復旧工一式 舗装打替え工一式 交通管理工一式								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年9月7日（火）午前9時から 令和3年9月9日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年9月10日（金）午前9時から 令和3年9月13日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年9月14日（火）午後3時40分								
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区、南区又は緑区に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年8月30日（月）から							
	質問受付期間	令和3年8月30日（月）午前9時から 令和3年9月6日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年9月9日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事ア又はイの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 								
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目1番28号 さいたま市消防局総務部消防施設課 電話 048-833-7954								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示第1337号

さいたま市の発注する「下水道事業実施設計業務（北建-R3-109）」の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和3年8月30日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が業務ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 業務ごとに別に定める参加資格に建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号。以下「登録規程」という。）の登録部門を定めている場合は、本公告日において、当該登録部門について登録規程に基づく登録があること。

ウ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする業務ごとに参加申請が必要なため、業務ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

エ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

オ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

カ 管理技術者及び照査技術者（照査技術者にあつては、設計図書等に定めのある場合に限る。）を当該業務に配置できること。なお、配置する技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、管理技術者と照査技術者の兼任はできないものとする。

キ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一業務に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

ク アからキまでに掲げるもののほか、本公告日において、業務ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一業務における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一業務に単体企業として参加していないこと。

- エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
- オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
- カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
- キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、業務ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第5条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 業務ごとに別に定める参加資格に登録部門を定めている場合は、当該登録部門について登録規程に基づき登録されていることを証する書類の写し

ウ 業務に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し

エ 業務ごとに別に定める参加資格に業務実績を求めている場合は、業務実績として規定する業務の契約書の写し及び業務概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）」の業務カルテ（業務概要の記載されているもの）の写し

オ アからエまでに掲げるもののほか、業務ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札

書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

- (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
- (3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
- (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者を新たに落札候補者とする。

4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は業務ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を業務担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を業務担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は業務ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては業務ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては業務ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

6 契約金の支払方法

- (1) 前金払の有無については業務ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の3以内とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。
債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、業務ごとに別に定める。

7 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

8 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該業務に配置すること。
- (8) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、最低制限価格取扱要綱及びさいたま市電子入札運用基準の定めるところによる。

さいたま市告示一覧（令和3年8月16日から同月31日まで）

契約整理番号	03-4387-37						
入札方法	一般競争入札（電子）						
参加形態	単体企業						
業務名	下水道事業実施設計業務（北建-R3-109）						
業務場所	さいたま市西区大字指扇地内						
履行期間	契約確定の日から令和4年3月11日まで						
概要	雨水調整池 流入きよ、調整池本体、マンホール形式ポンプ一式 現地測量 (1/500) 0.144ha						
予定価格（税込）	18,095,000円						
最低制限価格	設定する						
参加申請受付期間	令和3年9月7日（火）午前9時から 令和3年9月9日（木）午後5時まで						
入札書提出期間	令和3年9月10日（金）午前9時から 令和3年9月13日（月）午後5時まで						
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年9月14日（火）午後4時00分						
参加資格	名簿登載業務	建設コンサルタント/下水管渠 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業務で登載された者であること。					
	所在地区分	さいたま市内に、本店、支店又は営業所を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記の要件を満たすこと。					
	登録部門	本公告日において、建設コンサルタント登録規程に基づく「下水道部門」の登録があること。					
	業務実績等	本公告日において、技術士法（昭和58年法律第25号）に基づく技術士のうち、「総合技術監理部門（上下水道/下水道）」又は「上下水道部門（下水道）」の登録を受けている者が2人以上いること。					
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	業務実績等に規定する、技術士の登録を証明する書類の写し及び雇用関係を証する書類の写し					
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年8月30日（月）から					
	質問受付期間	令和3年8月30日（月）午前9時から 令和3年9月6日（月）午後5時まで					
	質問回答期日	令和3年9月9日（木）					
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	免除	前金払	有	
その他	設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて提出すること。						
業務担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所下水道建設課 電話 048-646-3262						
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180						

さいたま市告示第1338号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条により、次のとおり告示する。

令和3年8月30日

さいたま市長 清水 勇 人

1 申請者

- (1) 住所 （省略）
- (2) 氏名 （省略）

2 位置指定道路の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市西区大字佐知川字八反目1519番7、同番9
- (2) 指定の年月日 令和3年8月27日
- (3) 指定の番号 第北21-011号
- (4) 道路の幅員 4.00m
- (5) 道路の延長 34.98m

さいたま市告示第1339号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第58条第1項の規定により令和3年8月28日に執行予定であった、さいたま都市計画事業浦和東部第一特定土地区画整理審議会委員選挙のうち、宅地の所有者から選挙すべき委員の選挙については、届出のあった候補者の数が選挙すべき委員の数を超えなかったため、土地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号)第35条第4項の規定により、次の候補者をもって当選人と定め、同条第5項の規定により告示する。

令和3年8月30日

さいたま市長 清水 勇 人

1 宅地の所有者から選挙される委員の当選人

氏名 及び 住所（50音順、敬称略）

（省略）

2 任期 令和3年9月5日から令和8年9月4日まで（5年）

3 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所都市局まちづくり推進部浦和東部まちづくり事務所管理係

(2) 住所 さいたま市緑区大字大門2564番地6

(3) 電話 048（878）5143

さいたま市告示第1340号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年8月31日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市中央区鈴谷四丁目698番1、699番1、700番1、703番1、704番3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号

株式会社ニトリ 代表取締役 武田 政則

3 許可番号

令和3年7月30日

第 変 - S 2 0 2 0 0 7 5 号

4 検査済証番号

令和3年8月30日

第 完 - S 2 0 2 0 0 7 5 号

さいたま市告示一覧（令和3年8月16日から同月31日まで）

さいたま市告示第1341号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年8月31日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり

指定医療機関

名 称 (氏 名)	所 在 地	開設者名	指定年月日
医療法人社団医鳳会 鹿田内科医院	さいたま市見沼区堀崎町1678	医療法人社団医鳳会	R03.06.01
南浦和東口 心療クリニック	さいたま市南区南浦和2-38-7 富士見ビル2階 D号室	町田 稔	R03.08.01
むささびクリニック	さいたま市南区別所1-25-12 1階	医療法人翔誠会	R03.07.01
新都心ホームケアクリニック	さいたま市中央区上落合2-6-1 シティータワーさいたま新都心1F	医療法人社団橙和会	R03.06.01
東浦和プラザ歯科	さいたま市緑区東浦和9-17-14 東浦和クリニックプラザ2階	医療法人社団創進会	R03.07.01
訪問看護ステーション あやめ七里	さいたま市見沼区東門前293-1 水村コーポ103号室	株式会社ファーストナース	R03.07.01
セキ薬局 三室店	さいたま市緑区三室2449-15	株式会社セキ薬品	R03.08.01
クスリのアオキ深作薬局	さいたま市見沼区深作3-11-8	株式会社クスリのアオキ	R03.08.02
スギ薬局 新中里店	さいたま市中央区新中里5-4-6	株式会社スギ薬局	R03.07.01
スギ薬局 大宮宮原店	さいたま市北区宮原町3-156	株式会社スギ薬局	R03.08.01
セキ薬局 奈良町店	さいたま市北区奈良町38-1	株式会社セキ薬品	R03.07.01
スギ薬局 白幡店	さいたま市南区白幡6-13-8	株式会社スギ薬局	R03.08.01
はれやか薬局	さいたま市浦和区常盤10-9-17	株式会社晴れやか	R03.07.01
わかば薬局 北浦和駅東口店	さいたま市浦和区北浦和1-1-7 北原ビル1階	株式会社アイアイファーマシー	R03.08.01

さいたま市告示第1342号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項の規定による指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年8月31日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり

指定医療機関

名 称	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
みのり訪問看護ステーション	所在地変更	さいたま市南区大谷口5685 ハピネスマンション101~103	さいたま市南区大谷口2029-4	R03.06.01
医心館 訪問看護ステーション 浦和美園	名称変更	訪問看護ステーションアンピス 浦和美園	医心館 訪問看護ステーション 浦和美園	R03.06.07

さいたま市告示第1343号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項の規定による指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年8月31日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり

指定医療機関

名 称	所 在 地	廃止年月日
新都心ホームケアクリニック	さいたま市中央区上落合2-6-1 シティタワーさいたま新都心1F	R03.05.31
鹿田内科医院	さいたま市見沼区堀崎町1678	R03.05.31
大宮静脈瘤クリニック	さいたま市大宮区桜木町2-2-18 一番ビルⅡ2階	R03.07.31
東浦和プラザ歯科	さいたま市緑区東浦和9-17-14-2F	R03.06.30
林歯科医院	さいたま市南区南浦和3-44-18	R03.06.29
サイトウ薬局 常盤店	さいたま市浦和区常盤10-10-18	R03.08.31
サイトウ薬局 ハッピーロード店	さいたま市浦和区北浦和4-3-8	R03.08.31
サイトウ薬局 うらわ高砂店	さいたま市浦和区高砂1-2-1 エイペックスタワー浦和106	R03.08.31
サイトウ薬局 うらわ岸町店	さいたま市浦和区岸町2-9-28	R03.08.31
サイトウ薬局 浦和店	さいたま市浦和区常盤9-4-4	R03.08.31
サイトウ薬局	さいたま市浦和区常盤9-32-20	R03.08.31
サイトウ薬局 北浦和駅前店	さいたま市浦和区北浦和4-3-11	R03.08.31

さいたま市告示第1344号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項の規定に基づき、施術者を指定したので、生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年8月31日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり

指定施術者

氏名	住所	名称	所在地	指定年月日
木村 和章	-	良和堂治療室	さいたま市大宮区桜木町2-297 桜ビル1F	R03.07.01
齋藤 直紀	-	やぎ鍼灸接骨院	新座市東北2-24-37	R03.08.01
木村 和章	-	良和堂治療室	さいたま市大宮区桜木町2-297 桜ビル1F	R03.07.01

さいたま市告示第1345号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項の規定による指定施術者から変更の届出があったので生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年8月31日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり

指定施術者

氏 名	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
櫻場 朋子	施術所名称	プラナ治療院	—	R03.06.01
櫻場 朋子	施術所名称	プラナ治療院	—	R03.06.01

さいたま市告示一覧（令和3年8月16日から同月31日まで）

さいたま市告示第1346号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項の規定による指定介護機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年8月31日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり

指定介護機関（変更）

名 称	変 更 項 目	変 更 前	変 更 後	サービスの種類	変更年月日
みのり訪問看護ステーション	所在地変更	さいたま市南区大谷口5685-102	さいたま市南区大谷口2029-4	訪問看護	R03.06.01
みのり訪問看護ステーション	所在地変更	さいたま市南区大谷口5685-102	さいたま市南区大谷口2029-4	介護予防訪問看護	R03.06.01
みのり居宅介護支援事業所	所在地変更	さいたま市南区大谷口5685-102	さいたま市南区大谷口2029-4	居宅介護支援	R03.06.01
みのりケアステーション	所在地変更	さいたま市南区大谷口5685-103	さいたま市南区大谷口2029-4	訪問介護	R03.06.01
みのりケアステーション	所在地変更	さいたま市南区大谷口5685-103	さいたま市南区大谷口2029-4	介護予防訪問介護	R03.06.01
医心館 訪問看護ステーション 南浦和	名称変更	訪問看護ステーションアンビス 南浦和	医心館 訪問看護ステーション 南浦和	訪問看護	R03.06.07
医心館 訪問看護ステーション 南浦和	名称変更	訪問看護ステーションアンビス 南浦和	医心館 訪問看護ステーション 南浦和	介護予防訪問看護	R03.06.07
医心館 訪問介護ステーション 南浦和	名称変更	訪問介護ステーションアンビス南浦和	医心館 訪問介護ステーション 南浦和	訪問介護	R03.06.07
医心館 訪問介護ステーション 南浦和	名称変更	訪問介護ステーションアンビス南浦和	医心館 訪問介護ステーション 南浦和	介護予防訪問介護	R03.06.07
医心館 訪問看護ステーション 浦和美園	名称変更	訪問看護ステーションアンビス 浦和美園	医心館 訪問看護ステーション 浦和美園	訪問看護	R03.06.07
医心館 訪問看護ステーション 浦和美園	名称変更	訪問看護ステーションアンビス 浦和美園	医心館 訪問看護ステーション 浦和美園	介護予防訪問看護	R03.06.07
医心館 訪問介護ステーション 浦和美園	名称変更	訪問介護ステーションアンビス 浦和美園	医心館 訪問介護ステーション 浦和美園	訪問介護	R03.06.07
医心館 訪問介護ステーション 浦和美園	名称変更	訪問介護ステーションアンビス 浦和美園	医心館 訪問介護ステーション 浦和美園	介護予防訪問介護	R03.06.07
医心館 居宅介護支援事業所 浦和美園	名称変更	居宅介護支援事業所アンビス 浦和美園	医心館 居宅介護支援事業所 浦和美園	居宅介護支援	R03.06.07

さいたま市告示一覧（令和3年8月16日から同月31日まで）

さいたま市告示第1347号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項の規定による指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年8月31日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり

指定介護機関（廃止）

名 称	所 在 地	サービスの種類	廃止年月日
サイトウ薬局	さいたま市浦和区常盤 9-3-2-20	介護予防居宅療養管理指導	R03.08.31
サイトウ薬局 北浦和駅前店	さいたま市浦和区北浦和 4-3-1-1	居宅療養管理指導	R03.08.31
サイトウ薬局 北浦和駅前店	さいたま市浦和区北浦和 4-3-1-1	介護予防居宅療養管理指導	R03.08.31
サイトウ薬局 うらわ岸町店	さいたま市浦和区岸町 2-9-2-8	居宅療養管理指導	R03.08.31
サイトウ薬局 うらわ岸町店	さいたま市浦和区岸町 2-9-2-8	介護予防居宅療養管理指導	R03.08.31
サイトウ薬局 うらわ高砂店	さいたま市浦和区高砂 1-2-1 エイベックスタワー浦和 106	居宅療養管理指導	R03.08.31
サイトウ薬局 うらわ高砂店	さいたま市浦和区高砂 1-2-1 エイベックスタワー浦和 106	介護予防居宅療養管理指導	R03.08.31
サイトウ薬局ハッピーロード店	さいたま市浦和区北浦和 4-3-8	居宅療養管理指導	R03.08.31
サイトウ薬局ハッピーロード店	さいたま市浦和区北浦和 4-3-8	介護予防居宅療養管理指導	R03.08.31
サイトウ薬局 常盤店	さいたま市浦和区常盤 10-10-18	居宅療養管理指導	R03.08.31
サイトウ薬局 常盤店	さいたま市浦和区常盤 10-10-18	介護予防居宅療養管理指導	R03.08.31
サイトウ薬局 浦和店	さいたま市浦和区常盤 9-4-4	居宅療養管理指導	R03.08.31
サイトウ薬局 浦和店	さいたま市浦和区常盤 9-4-4	介護予防居宅療養管理指導	R03.08.31